

東富士演習場問題と勝間田清一

橋本誠一

はじめに——時代区分と課題

はじめに、本稿の叙述に必要な限りで東富士演習場問題の歴史を概観しておきたい¹。

第Ⅰ期：富士裾野陸軍演習場時代（1912～45年） 東富士演習場の歴史は、日清戦後の1896（明治29）年に印野村大野原（現演習場区域南部、現御殿場市印野）に接続する共有原野1,600有余町歩を第一師団砲兵隊が実弾射撃演習場として年間4ヶ月程度の限定で利用したことに始まる。その後、演習用廠舎も建設され、常設宿舎を装備する実弾射撃演習場が完成した。

1910年、滝ヶ原方面に演習場を拡張するため、陸軍大臣は印野村北畑、本村、堀金3部落に全部危険区域外に撤去する旨の命令を発した。翌年、各部落は陸軍との間で移転協定を締結し、移転を完了した。そして、演習場全体の使用に係る権利義務関係を定めるため、1912年1月、陸軍第一師団経理部長と玉穂村長・原里村印野村組合村長は演習場内土地使用に関する協定（富士裾野演習場使用協定、有効期間10年）を締結した。

地元村々は富士裾野演習場使用協定に基づいて毎年合計4,000円の報償金の交付を受けた。さらに馬糞払下げ、下肥払下げ、砲弾破片払下げ、雑草御払下げ、残飯残菜払下げなどさまざまな権益が提供された。こうして演習場をめぐり陸軍と地元農民との間に共存関係が成立した。

その後、使用協定は1922（大正11）年、1932（昭和7）年、1933年、1934年、1944年に更新され、報償金も段階的に引き上げられた（4,000円→10,045円→14,995円）²。また、諸権益による収入も地元農民の生活を支えた（ただ、収入金額は陸軍の活動量に作用され変動幅が大きかった。1912年4,285円、32年2,808円、38年56,973円、44年13,145円）。

¹ 以下の時代区分は、おもに『東富士演習場重要文書類集』上巻（御殿場市役所、1982年、以下、『類集』上、と略記する）所収の「発刊にあたって」と付録「東富士演習場年表」に拠る。なお、東富士演習場問題については、おもに以下の先行研究から多くを学んだ。御殿場市史編さん委員会編『御殿場市史』第7巻・近代史料編Ⅲ（御殿場市役所、1980年）、御殿場市史編さん委員会編『御殿場市史』第9巻・通史編下（御殿場市役所、1983年）、小山町史編さん専門委員会編『小山町史』第5巻・近現代資料編Ⅱ（小山町、1995年）、小山町史編さん専門委員会編『小山町史』（小山町、1998年）、印野郷土誌編集委員会編『印野郷土誌』中巻（財団法人印野郷土振興協会、1998年）、玉穂の歴史編集委員会編『玉穂の歴史』（社団法人玉穂報徳会、2006年）、大串潤児「占領期における東富士演習場問題の展開」（『裾野市史研究』第9号、1997年3月）、荒川章二『軍隊と地域』（青木書店、2001年）、荒川章二「東富士演習場と地域社会——占領期の基地問題」（粟屋憲太郎編『近現代日本の戦争と平和』現代史料出版、2011年）、勝間田清一伝編集執筆委員会編『勝間田清一伝』（勝間田清一伝刊行委員会、2018年）など。

² 第Ⅰ期については、とくに荒川『軍隊と地域』228～236頁、を参照。荒川によれば、「演習場使用協定の改定を利用して、使用料引き上げと使用規制の両面から交渉を積み上げていく戦後の『東富士演習場』の交渉方式の原型」は、この第Ⅰ期（とくに1920年代）に確認することができるという（荒川『軍隊と地域』231頁）。

第Ⅱ期：連合軍占領時代（1945～52年） 1945（昭和20）年8月の敗戦後、第一師団は富士裾野演習場使用協定を解除した。そこで、食糧自給化と自作農創設を目的として国・県と地元農民は演習場跡地の開拓事業を開始した。しかし、1946年2月GHQから演習場全域（約7,500町歩）を使用する旨の指令が発出されたため、開拓事業は中止を余儀なくされた。1947年5月占領軍が演習場に進駐し、同年7月から10月末まで実弾射撃演習を実施した。

その後も毎年演習が実施されたが、これによって発生した損害等について地元農民の要求を受けて1948年から支払いがなされるようになった。ところが、1948年12月、突然、GHQから、「旧日本軍使用のものについては軍事接収であるから無賠償使用である」として賃借料と損害賠償の支払いを停止するとの通告があった。再び支払いがなされるようになるのは1950年9月以降のことである。この過程で勝間田清³が仲介者として重要な役割を担った。

表1 演習場面積所有・地目別（単位：町歩）

	農耕地	森林地帯	採草地帯	萱刈場地帯	計
民公有地	282	3,784	3,436	450	7,952
国有地	411	1,808	2,387	—	4,606
計	693	5,592	5,823	450	12,558

注）小山町史編さん専門委員会編『小山町史』第5巻・近現代資料編Ⅱ（小山町、1995年）、736頁より引用。

1949年10月、GHQから演習場区域を拡張するとの指令が出され、さらに1950年1月にはそれまで条件付きで容認されていた地元農民の演習場への立入りや農地の使用が全面的に禁止された。1951年11月の調査によれば、演習場総面積は1万2,558町歩、うち国有地4,606町歩（36.7%）、民公有地7,952町歩（63.3%）であった。地目別に見ると表1の通りである。

第Ⅲ期：駐留米軍東富士演習場時代（1952～59年） 1952年4月、サンフランシスコ講和条約が発効し、日本は独立を回復した。このとき日米安保条約、日米行政協定も同時発効した。これ以後、駐留米軍は安保条約と行政協定に基づき東富士演習場を継続使用した。しかし、独立後もしばらくの間は、地元民の同意を得ない無契約状態のなかで（つまり無料・無補償で）演習が行われた。日米合同委員会が東富士演習場の使用条件を定めたのは、1953年10月のことであった。

第Ⅲ期の特徴の一つは、地元農民の権利運動が発展したことである。1952年1月、地元11ヶ町村と土地所有者とを中心に「東富士演習場対策委員会」が結成された。そして、翌1953年6月には、原里、印野、富士岡、玉穂、高根、須山、富岡、深良各村の演習場内国有地上で農地を耕作する入会農民が「東富士演習場対策協議会」を結成した。その後、1956年11月、東富士演習場対策協議会は北郷や御殿場地区の入会農民を加え、「東富士入会組合」へと組織的に発展した。さらに1957年3月には東富士演習場対策委員会や東富士入会組合など東富士演習場に関係するすべての団体を糾合する交渉組織「東富士演習場地域農民再建連盟」が結成され、これ以後、地元農民の権利運動の中心組織として重要な役割を担った。

1957年6月、岸・アイゼンハワー共同コミュニケが発表され、駐留米軍の日本本土からの撤退が始まった。東富士演習場からも米軍が全面撤退し、日本への返還方針が示された。しかし、米軍の撤退は地元経済に深刻な打撃を与えたため、地元商工会を中心にその回復策として

³ 勝間田清一については、『勝間田清一伝』のほか、勝間田清一著作集刊行委員会編『勝間田清一著作集』全3巻（日本社会党中央本部機関紙局、1988年）、仁藤祐治編『勝間田清一っあん』（悦声社、1990年）、参照。

自衛隊の常駐を求める声が強くなった。それは返還後の演習場の原状回復を要求し自衛隊の常駐化に反対する農民側との対立を顕在化させた。

1959年1月東富士演習場返還に伴う措置についての閣議了解（第一次）がなされた。これを前提に、同年6月、東富士演習場使用協定（第一次）が締結され、演習場返還後は自衛隊が継続使用する方向で問題が決着した。

第Ⅳ期：第一次使用協定時代（1959～68年） 第一次使用協定は米軍から演習場が返還されて初めて発効することになっており、返還されるまでは臨時的に米軍との共同使用とされていた。しかし、その後も演習場の返還はなかなか実現せず、そのため地元にはさまざまな混乱と対立を引き起こした。このような返還問題を打開するため、1961年9月、政府は、第一次閣議了解を一部変更する閣議了解を行った。

その後、米軍からの返還が現実味を帯びてくると、1966年3月、防衛庁と静岡県は「東富士演習場の使用転換に関する協定書」（3・1協定）を締結し、「東富士演習場の返還並びに使用転換を昭和41年度中に達成することを目途」とし、返還後の国有地解放、自衛隊への使用転換などについて合意事項を確認した。

しかし、結局、返還が実現するまでにさらに2年数ヶ月後を要した。すなわち、1968年7月、日米両政府は「地位協定第2条に基づく施設及び区域の使用転換及び使用条件の変更に係る協定」（日米使用転換協定）を締結した。これにより、米軍が引き続き使用する300エーカーを除き、東富士演習場全域が返還された。占領開始から23年目のことであった。

第Ⅴ期：陸上自衛隊主管の時代（1968年以降） 返還後の東富士演習場は、第一次使用協定に基づき自衛隊の主管となった。その第一次使用協定の有効期間は1970年3月末までであったため、1969年6月第一次使用協定延長の覚書を経て、翌1970年4月、新たに第2次使用協定が締結された。その後も継続して、第3次使用協定（1975年3月）、第4次使用協定（1980年7月）と更新されていった。そして、最新のものとして、2018年3月、第11次使用協定が締結された。

（2）本稿は、以上の時代区分のうちもっぱら第Ⅲ期に焦点を当てる。第Ⅲ期は、第一次東富士演習場使用協定（1959年）が成立し、現在に至る東富士演習場の運用体制の原型が形成された時期である⁴。その時期に日本社会党静岡県支部連合会（以下、「県連」という）⁵、および静岡県2区（御殿場市を含む）選出の勝間田清一社会党衆議院議員が東富士演習場問題にどのように関わったのか⁶、そしてその活動はどのような特徴を有していたのかを明らかにする。なお、分析にあたっては、社会運動研究の成果、とくに石田雄の業績⁷に学びながら、国

⁴ 「1959年以來現在まで東富士演習場使用協定が継続していることが、東富士演習場史の特徴である。一般に基地の運用は国の行政施策に基づいて行われるのが通例であるが、東富士では、戦後、全国初の『演習場使用協定』が締結され、土地所有者・入会権者の権利保障だけでなく、使用武器や演習行為の規制を定めているのである」（荒川「東富士演習場と地域社会」434頁）。

⁵ 県連第23回定期大会（1963年3月）の規約改正により、日本社会党静岡県支部連合会は「日本社会党静岡県本部」（県本部）に改称した。

⁶ 勝間田清一は、東富士演習場問題を「私の政治的使命として真剣に取り組んできた課題」（『勝間田清一著作集』第3巻、342頁）と語っているが、それは彼自身が東富士演習場問題の当事者でもあったからである。勝間田は、1908年2月、静岡県駿東郡印野村字北畑に生まれた。そして、日露戦後、北畑は陸軍の演習場拡張計画により全戸移転を命じられ、数え年5才の勝間田は1912年に家族とともに現在の御殿場市仁杉に移り住んだ（『勝間田清一著作集』第3巻、256頁）。

⁷ 石田雄『現代組織論』（岩波書店、1961年）。

民の日常要求あるいは日常的利益関心と社会党の普遍的原理あるいは象徴（社会主義、平和主義など）との間で県連と勝間田清一がいかに行動したのかという点に注目する⁸。

1 静岡県連の政策立案——普遍的原理から日常要求へ

(1) 「平和斗争」から「平和憲法擁護、再軍備反対」へ

静岡県連が県内の基地・演習場問題に自覚的に取り組むようになったのはいつからであろうか。現在残っている資料を見る限りでは、1948（昭和 23）年度の県連「一般的運動方針」は、演習場問題に限らず平和問題全般についてまったく言及していない⁹。1951（昭和 26）年度書記長一般報告ではようやく「平和斗争」が党活動の柱に掲げられるようになった。しかし、その内容はもっぱら講和問題に終始するだけで、基地・演習場問題への関心は皆無であった¹⁰。

サンフランシスコ講和条約が発効（1952年4月28日）すると、従来の「平和斗争」方針は当然変更を迫られた。そこで、同年7月の県連第9回臨時大会は、党の三大政策の一つとして新たに「平和憲法擁護、再軍備反対」を掲げた。しかし、ここでもまだ基地・演習場問題への言及はなかった。

(2) 演習場問題への着目——県連『静岡県下の軍事基地』（1953年）

県連が具体的に基地・演習場問題に取り組むようになるのは1953年に入ってから——第1章の時期区分では第Ⅲ期にあたる——のことであった。同年6月、県連は県内軍事基地・演習場問題の現状を調査し、その結果をとりまとめて『静岡県下の軍事基地』と題する冊子を発行した。それによれば、静岡県内には表2、3のような軍事基地・演習場が存在した。

表2 静岡県内の軍事基地一覧（1953年現在）

対象別	郡別	施設名称	備考
駐留米軍	駿東	東富士演習場	
	志太	焼津飛行場	
	榛原	御前崎レーダー基地	御前崎村。1958年5月返還。
保安庁	浜名	浜松飛行場	
	駿東	幹部養成所	須走村
駐留軍	沼津	千本浜上陸演習場	沼津市
	賀茂	マイク海上演習場	下田沖
	田方	ドック海上演習場	伊東沖

⁸ 本稿の問題関心にとって以下の指摘は重要である。「現在社会党が、しばしば『新聞政党』ともいわれるように、国民的規模での象徴については新聞論調に左右され、他方では自民党と同じような形で日常的な利益関心を組織しようとする限りでは、その劣勢は当然の帰結である。というのは第1に、新聞の機能は、…態度補強的なものが支配的で、回心を起させる場合は例外にすぎないという点で限定をうけ、日常的な利益関心を自民党と同じように断片的な形で満足させようとするれば、前述のような組織状況の下では、とても与党に対抗することが出来ないのは当然である。…これらに対抗するには、中間段階の目標に十分な媒介機能を果させることが必要なのであるが、現在までのところ——たとえば地方議会においてもなお社会党的性格が十分にうち出せないように——まだ十分な成果をあげていない現状である。しかもこれらの欠陥は、直接に党組織の存在形態に規定されているだけに、問題は極めて深刻である。」（石田『現代組織論』59頁脚注、傍点は引用者）。

⁹ 県連『第4回大会報告並議案』（1948年6月）。

¹⁰ 県連『第8回（定期）県連大会報告書・議案書』（1952年3月）。

表3 一時使用又は被対策地一覧（1953年現在）

対象別	郡別	施設名称	備考
第一次保安庁 第二次駐留軍	小笠	遠江試射場	1952年10月米軍接收を申入れ。
駐留 米軍	駿東・富士	富士山頂 演習場	東富士演習場に隣接する山頂 1,000m以上（3万町歩）。
保安庁	榛原・小笠	大井飛行場	
	引佐	地上練兵 演習場	
	浜名	離着陸用地	
		天竜川実弾 射撃場	
磐田	向笠射場		

注）表2、表3とも日本社会党静岡県連『静岡県下の軍事基地』（ガリ版刷り、1953年6月）、日本社会党軍事基地対策特別委員会「在日米軍及び自衛隊関係主要施設一覧表」（ガリ版刷り、1959年2月）より作成。

冊子『静岡県下の軍事基地』は東富士演習場についてとくに詳細に分析し、「演習場沿革の概要」「連合軍使用の概況」「演習場と周辺町村農業との関係」「接收に伴う損害補償」「民有財産損害補償」「特別補償」「風紀、衛生、教育状況」「演習場使用に対する地元民の要望」などの項目を立て、包括的な論点整理を行った。そのなかから「地元民の要望」を紹介する¹¹。

一 演習場地域の再検討

- 1 農耕地642町歩の農耕ができるよう演習区域より除外されたい。
- 2 境界線修正困難な場合は、昭和25年1月1日離作当時の農耕地の農耕を是非共許容せられたい。

二 演習場内立入りについて

- 1 土・日等、演習休止日には原則として許可を要せず立入りが自由であること。
- 2 演習場内を数箇の使用区域に定め、使用しない箇所は立入りができること。
- 3 立入許可日は軍用道路といえども通行が自由であること。

三 富士登山道（御殿場東口）は登山の為常時開放されたい。

四 演習場内民有基本財産並に設備の保存について

- 1 民有森林地帯への実弾射撃、戦車、ブルドーザー等による「押潰行為」は禁止する。
- 2 水源地並びに水路施設及び水源涵養林等は、井川のない当地方には貴重な飲料水であるから、破棄せしめないよう保護施設を講ぜられたい。
- 3 民有土地へ飛行場・道路等の施設をなした場合は、必ず所有者又は町村と協議の上原形復旧せしめるか、又は相当額の補償せられること。
- 4 灌漑用水のため水源地の保護に努めるとともに、現在の水路に変更を加えないよう努めること。

五 演習実施上の危害防止処置について

- 1 演習開閉時一時間前に煙火をもって合図をすること。
- 2 一定交通重要地点に軍警備員を配置すること。
- 3 使用の一定地点に警戒旗を掲揚して一般民に知悉せしむること。
- 4 演習実施日時、陣地着弾地等を事前に関係町村へ通報すること。
- 5 村落標識塔を設置し、流弾の虞れを未然に防止すること。

六 行政協定発効前に発生せる未解決の各種損害、補償については即刻補償せられたい。

- 1 離作補償は実際の農業所得額によること。
- 2 立木補償の中、被弾による損害は、森林価値の減少等現実の損害を評定せられたい。

¹¹ 日本社会党静岡県連『静岡県下の軍事基地』（ガリ版刷り、1953年6月）13頁以下。

- 3 住家の移転等は移転先において正常の生活ができるよう補償せられたい。
 - 4 製炭・芝根等各種補償も現実に即した補償をせられたい。
- 七 今後の土地使用料並に損害補償について
- 1 土地使用料等は各地目の性質に応じ所有者の利用度により補償せられたい。
 - 2 損害は定期的に速やかに補償せられたい。

これら「地元民の要望」は同年6月の東富士演習場対策委員会「陳情書」¹²とほぼ重なるものであった。また、東富士演習場対策協議会「主意書」¹³の趣旨もある程度反映されていた¹⁴。

これまで「平和憲法擁護、再軍備反対」という普遍的原理を掲げるだけであった県連が、軍事基地問題に関する地元民の日常要求を具体的に把握したことは、政党活動のあり方として重要な意味を有した。県連にとって次なる課題は地元民の日常要求を踏まえた政策を立案し、さらにそれを普遍的原理に繋げていくことであった。

(3)「軍事基地反対」方針の提起

1953年7月の県連第10回定期大会は大会として初めて演習場問題に言及し、以下のような情勢分析を行った。

「米軍並に保安隊演習地の接收は更に多くの問題を与えている。県下には東富士演習場（12,558町歩）焼津飛行場（58町歩）御前崎レーダー基地（13,340坪）浜松飛行場（320町歩）須走保安隊学校（83町歩）の五ヶ所が接收されており、又候補地としてねらわれている所として富士山頂演習場（3万町歩）遠江試射場（833町歩）がある。この代表的なものとしての東富士演習場は印野、原里、玉穂、須山、富岡、富士岡、高根、須走、御殿場、北郷、深良、小泉の12ヶ町村に亘り農地を奪はれ、家屋は撤去され、立入りを禁止され、農民は百姓を止めて駐留軍労働者となり、家はパンパンの貸間として生活を

¹² 1953年6月19日付東富士演習場対策委員会会長池谷兵吉（印野村他11ヶ町村代表）「東富士演習場地域に依存する農民の生活保障等に関する陳情書」（『類集』上、289頁以下）。

¹³ 1953年7月3日付東富士演習場対策協議会会長岩田和美「駐留軍使用地域内国有農地の耕作権確保並に耕作権制限に関する補償願主意書」（『類集』上、298頁）。

¹⁴ この1950年代前半の時期に東富士演習場に関係する地元農民の組織化が進んだことが注目される。まず、1952年1月、米軍演習の被害補償や事故防止などを目的に、演習場に関係する玉穂、印野、原里、須山、御殿場、富士岡、高根須走、北郷、深良、富岡、裾野町の11か町村をもって「東富士演習場対策委員会」が結成された。会長は駿東地方事務所長の宛職、関係町村長、駿東教育事務所長、沼津保健所長、沼津土木事務所、県渉外課キャンプ富士出張所長、駿東地区警察署長を委員とした（『類集』上、180頁以下）。次いで、1953年7月、原里、印野、富士岡、玉穂、高根、須山、富岡、深良各村の演習場内国有地の耕作者（入会権者）1,383戸が、国有地内農地における耕作権確保と離作料補償を国に要求するため、「東富士演習場対策協議会」を結成した。会長は岩田和美（仁藤祐治『東富士演習場小史』富士タイムズ社、1975年、65頁）。その後、東富士演習場対策協議会は、1956年11月、北郷、御殿場地区など大野原一帯の国有林野に入会権を持つ関係農民とともに東富士入会組合（組合長岩田和美）を設立した。組合に加入する戸数は3,139戸であった（『勝間田清一伝』378頁）。東富士演習場対策委員会と東富士演習場対策協議会の違いについて、仁藤祐治は次のように語っている。「風刺的に言えば、似たような名前の『東富士演習場“対策協議会”』が、（演習）場内国有地に依存した“貧農階級”の集団であるのに対し、『東富士演習場“対策委員会”』の方は場内に土地を持つ地主階級の集まり、御殿場市、財産区、各法人等で組織され、その性格からわかるように賃貸借契約に関する事項を主掌していた」（仁藤祐治『東富士演習場小史』富士タイムズ社、1975年、80頁）。

支えている。従って教育、風紀、衛生に於てはどうしても手の打ちようがない状態にある。併も補償も万足に与へられず、最早やこのまゝではどうにもしようのない段階に来ている。」¹⁵

この情勢分析が冊子『静岡県下の軍事基地』を踏まえたものであることは確かである。しかし、不思議なことに、冊子中の「地元民の要望」が政策方針のなかに取り上げられることはなかった。結局、この時期の県連は演習場問題の現状認識を行うにとどまり、地元農民の日常要求を政策化するまでに党内論議が成熟していなかったようである。このような状況は、その後もしばらく続いた。なぜ、このような状況に陥ったのか。その要因として県連の運動論的特徴を次のように指摘することができるだろう。

第一に、そもそも県連は、地元農民の日常要求に即した運動を進めることについて基本的には否定的であった。当時、県連内で流通していた「事件屋的な解決の仕方」、「物取り主義」、「まける主義」などの表現がそのことを端的に物語っている。それでは、どのような運動を展開すればよいというのか。この点について県連第 11 回大会は、「どこまでも大衆自身と共に行動し、大衆自身を斗いの中に引入れ」、「自主的な斗争」をもりあげ、その中から「党員を獲得」という方向性を示すだけであった¹⁶。日常要求の実現をめざす地元農民の意識をどのようにして（いかなる媒介項を通して）社会党的な普遍的原理に接合させていくのか、その点に関する理論的検討はほとんど何もなされなかったとってよいだろう¹⁷。

第二に、県連は、平和・反戦運動の諸課題のなかに「主＝従」「目的＝手段」という序列化（「目的＝手段」論）を持ち込んだ。このことが結果的に、東富士演習場問題、さらには地元農民の日常要求への軽視をもたらしたのではないか。実は、東富士演習場問題を活動方針の中に位置づけたのは第 13 回県連統一大会（1955 年 12 月）¹⁸が最初であった。当該大会の議案書は、「当面の斗争目標」として「安保、行政協定を廃棄」、「米ソ両陣営諸国の加（わ）った日本、アジアの不可侵安全保障体制の確立」と並んで、「軍事基地、原水爆、オネストジョン持込反対などの具体的な斗い」を掲げた¹⁹。県連第 14 回定期大会（1957 年 1 月）も、護憲、軍事基地反対、沖縄祖国復帰、日中国交回復の四つの国民運動を柱とする「平和と独立を斗いとる運動」を目標に掲げた。ここで注目すべきは、第 14 回県連大会が、原水爆禁止運動とあわせながら一切の運動を「講和条約の改訂、安保、行政協定の廃止を目標とした『不平等条約改廃のための県民運動』に集約して闘う」という方針を示したことである²⁰。要するに、県連の平和・独立運動は講和条約改訂・安保条約等の廃止を目的とするもので、それ以外の諸課題はその目的を実現するための手段として位置づけられたのである。

¹⁵ 静岡県連『第 10 回県連定期大会議案書』（1953 年 7 月）。なお、引用に当たって、漢数字はアラビア数字に改めた。

¹⁶ 静岡県連『第 11 回県連定期大会議案書』中の活動方針（1954 年 7 月）。

¹⁷ なお、日本社会党（左）静岡県支部連合会『第 12 回県連定期大会議案書』（1955 年 5 月）では、東富士演習場問題への言及はまったく見られなくなる。

¹⁸ この大会において、静岡県では左派社会党と右派社会党の統一を実現した。

¹⁹ 静岡県連『県連統一大会議案書』（1955 年 12 月）。

²⁰ 静岡県連『県連情報』9 号（県連定期大会議案特集号）、1956 年 12 月 28 日付。

(4) 日常要求に根ざした政策立案（1957年）

この時期の県連は、「講和条約改訂、安保・行政協定廃止」「原水爆禁止」「軍事基地反対」などの普遍的原理を主張するにとどまり、地元農民の日常要求を踏まえた政策立案を行うには至らなかった。むしろ、運動論的には日常要求に即した運動に否定的であった。

しかし、1957年、県連はついにこのカベを乗り越えることになる。それでは、県連はこの年にどのような活動を行ったのか。県連の文書によれば、

「軍事基地反対運動に対しては、静浜飛行場問題と東富士演習場問題を中心に進めて来たが、…東富士演習場については、米兵の狙撃事件²¹等に米兵の不法事件²²及び最近駐留軍撤退に伴う自衛隊常駐反対、土地払下促進、駐留軍労務者の離職対策等の問題について地元関係者と斗ってきた。猶、之等の問題を前進させるために軍事基地反対対策委員会を設けて統一ある斗争体制をつくり上げた。」^{23 24}

つまり、1957年9月、県連執行委員会は県下の軍事基地反対闘争を統一的に推し進めるため「静岡県連軍事基地対策委員会」を設置した。同年10月、その第1回委員会が東富士入会組合（御殿場市）で開催され²⁵、委員長に勝間田清一（衆院議員・2区）、事務局長に神成昇造（県議・駿東郡）を選出した。その他の委員は、植松義忠（県議・富士郡）、岩田和美（農民）²⁶、相川久吉（県議・静岡市）、小長谷準一（農業・焼津市）、曾根頼（県議・磐田郡）、斉藤正男（県議・引佐郡）であった。軍事基地対策委員会は、東富士演習場問題に関する方針を以下のように確認した。

- (1)米軍撤退により接收農耕地は契約解除されたことを確認し、農民・地方自治体に返還を要求する。
- (2)国有地は地元の入会権が現存しており、「入会権擁護」のために政府の一方的な使用・処分に反対する。
- (3)演習地返還に当たっては、貸与以前の状態に完全復帰させ、諸権益も当然復活させる。
- (4)演習場使用により発生した災害の復旧、予防の完全実施。
- (5)米軍による傷害、火災その他の事件を完全に解決し、正当な補償を要求し、水利・山林・その他の懸案事項の早期解決を図る。
- (6)演習地返還後は国及び地方自治体に開発事業を実施させる。

²¹ 1956年9月、演習場内で廃弾拾いをしていた野上きぬえさん（御殿場市印野）が米兵に狙撃されるという事件が発生した。犯人の第三海兵師団第一中隊のテレスホー・J・トロレーキ1等兵は1957年1月帰国した。

²² なお、サンフランシスコ講和条約発効日の前日（1952年4月27日）までに発生した米兵の不法行為について、日本は同条約によって損害賠償請求権を放棄した。その一方で、発効後に発生した不法行為については、日米行政協定第18条にもとづいて補償の対象となった。そこで、講和条約発効前の米兵の不法行為被害者に対する補償措置を要求する国内世論が強まった。被害者は「進駐軍被害者連盟」を結成し、占領被害者補償立法の制定運動を展開した。また、1958年9月には全国知事会が「講和条約発効前、進駐軍事故による被害者に対する補償措置について要望」をとりまとめ、政府に提出した。

²³ 静岡県連『第15回県連定期大会報告書』（1958年1月）。『社会新報（静岡版）』第240号、1957年12月25日付。

²⁴ なお、第15回定期大会議案書は「新しい闘いの目標」として、第一に「平和と独立を守る闘い」を挙げているが、その具体的説明は省略されている。

²⁵ 『岳麓新聞』1957年10月8日付。

²⁶ 岩田和美は、駿東郡印野村に居住する演習場内国有地入会農民として、1953年7月東富士演習場対策協議会長、1956年11月東富士入会組合結成とともに組合長に就任し、1957年3月東富士演習場地域農民再建連盟が結成されると副委員長に就任するなど入会農民の運動を指導した。

ここでとくに強調しておきたいのは、この時点で県連は初めて地元農民の日常要求に根ざした活動方針を策定したことの意義についてである。党内の日常要求に即した活動に対する批判的雰囲気を考えれば、これは県連にとって重要な前進であった。

農民の日常要求と社会党的な普遍的原理を接合するという点で、上記方針のうち(1)接收農耕地の農民等への返還と(3)返還演習地の原状回復がとくに重要であった。両者は1957年に入ってから急浮上した課題で、当時の政治的文脈では「自衛隊常駐化反対」を意味した²⁷。ここに社会党の革新政党としての特徴が示された。

ところで、地元農民の日常要求とは、いうまでもなく演習場接收によって奪われた生活・労働基盤（入会地、農耕地等）の回復であり、軍事演習の実施によって発生したさまざまな人的・物理的損害に対する補償であった。これらの要求を実現するためには、地元農民団体、市・県など地元自治体、中央省庁（内閣、防衛省、農林省など）との連携が不可欠であった²⁸。それゆえ、地元農民の日常要求に根ざした活動方針を実現するためには、単に「軍事基地反対」などの普遍的原理を叫ぶ場合と異なり、政党自身が地域社会の多様なステークホルダーの中で一定の調整機能を発揮することが必要であった。1957年以降、県連が新たに直面したのは——県連自体が自覚していたか否かは別にして——まさにこのような調整機能を担うのかという問題であった。

(5) 社会党支部組織の状況

県連が地元農民の日常要求に根ざした方針を策定したとき、それを地元で実践する受け皿となるのは社会党の地元支部組織であった。そこで、本節では、1950年代前半期における社会党支部組織の現状を把握しておきたい。

表4 社会党支部別所属黨員数（1950～1957）

年 旧町村別	1950	1952	1953～55	1955	1956	1957	備考
御殿場	8	11	11	20	31	54	1955年2月11日1町4村の対等合併により御殿場市制施行
玉穂	11	5	5				
原里	17	1	2				
印野	0		0				
富士岡	15		1				
高根	14	12	12	13			1956年1月1日御殿場市に編入
小計	65	29	31	33	31	54	
北郷	12	11	11	10	5	5	1957年4月社会党小山支部に合併
須走	5		0	0			

²⁷ このような要求は、前述の静岡県連『静岡県下の軍事基地』（1953年6月）にはまだ見られなかったものである。いずれも1957年以降に急浮上した。

²⁸ 占領期（本稿の第Ⅱ期）の東富士演習場農民運動に関する以下の指摘は、本稿の対象とする第Ⅲ期にもあてはまる。「村の上層部と区行政ルートだけでは課題の取り組み上限界があり、区長や議員のほか多数の渉外委員を設置し、数十人規模の指導集団を形成し、そこで情報を共有し、全村ぐるみの課題達成体制を形成していった。そして、他方で外部との関係では、演習場地域の広域連携体制、県行政との協力体制、占領軍調達行政との連携信頼関係をつくり、それらの機関からさまざまな情報や援助と交渉上の指導を得た。農民たちは、この指導体系と全村協力体制のもとで、対外交渉能力、被害調査の能力、調査の組織化手順、結果のまとめ方と調査の作成法を身につけていった。すなわち、占領期は、大局的には、行政主導とはいえ、そのリーダー層が、新たな政治的指導性と対外交渉能力を獲得し、対内的には、農村再建への主体意識を持ちはじめた農民たちの地域共同性が再構築されていった過程としてみる事ができる」（荒川「東富士演習場と地域社会」473頁）

須山	0		0	5			
不明	7						
総計	89	40	42	48	36	59	

注1) 5種類の『党员名簿』（①1950年頃作成、②1952年作成、③市制施行前に作成、④市制施行直後に作成、⑤1956年に作成し1957年追加記載したもの）より作成。

注2) 『党员名簿』①は、表中の旧9町村居住の党员全部を「北駿支部」として登録。『党员名簿』②は、御殿場支部、玉穂支部、原里支部、高根支部、北郷支部別に党员を登録。『党员名簿』③は、御殿場支部、玉穂支部、原里支部、富士岡支部、高根支部、北郷支部別に党员を登録。『党员名簿』④は、御殿場支部、高根支部、北郷支部、須山支部別に党员を登録。『党员名簿』⑤は御殿場支部、北郷支部別に党员を登録（1957年4月北郷支部は小山支部に合併）。

表4によれば、第一に、1950年頃の党员がわずか3～4年でほぼ半減しているのが注目されるが、その原因は不明である。

第二に、1955年の御殿場支部所属党员（20人）を職業別に見ると、内訳は農業8人、鉄道員・国鉄職員4人、商工業7人、著述業1人であった。その顔ぶれは、勝間田清一を筆頭に、高相恒夫、仁藤祐治、岩田和美など東富士演習場問題で重要な役割を担う人々が居並ぶというものであった。

2 対立から妥協へ——日常要求と社会党

(1) 再建連盟結成と駐留米軍撤退（1957年）

1957年は東富士演習場をめぐる大きな出来事が相次いだ。まず、同年3月に東富士演習場地域農民再建連盟（以下、「再建連盟」という）が発足した。再建連盟は、それまでバラバラであった東富士演習場に関係する地域（御殿場市、裾野町、小山町）の行政と地主（東富士演習場対策委員会など）、入会権者（東富士入会組合など）、水利組合などをすべて糾合し、地元農民が大団結した交渉組織として誕生した²⁹。再建連盟唯一の決議機関は委員会で、33人の委員によって組織された（内訳は東富士演習場対策委員会委員15名、その他の関係町村代表3名、東富士入会組合15名）³⁰。委員長には勝田春一御殿場市長³¹が就任し、これ以後演習場返還運動の中心組織として活動することになる。

同年6月にはさらに大きなニュースが飛び込んできた。ときの首相岸信介が米国を訪問し、岸・アイゼンハワー共同コミュニケを発表し、「合衆国は、…明年中に日本国内の合衆国軍隊の兵力を、すべての合衆国陸上戦闘部隊のすみやかな撤退を含み、大幅に削減する」という方針を示したのである³²。これを受けて、東富士演習場に付属する富士キャンプでも同年8月

²⁹ それ以前には、1955年6月、御殿場市と北郷、高根、須走、須山、富岡5ヶ村によって結成された東富士演習場接收地域農民生存権確立期成同盟が接收地域の農業の拡大再生産、農業経営正常化による生活安定のための特別立法の制定などを要求する運動を展開した。委員長は勝又春一御殿場市長。『郷土ニュース』1950年7月3日付。

³⁰ 『御殿場市史』第7巻、720頁。

³¹ 勝又春一は、1892年御殿場市新橋に生まれた。1914年早稲田工手学校卒、山梨県林業技手。1919年岳南組創設。1932年、37年、42年の3回、立憲政友会から衆院議員選挙に立候補し当選。地元「保守派の総帥」といわれ、1955年3月の初代御殿場市長選挙で対立候補の勝田博候補を破り市長に就任した（『岳麓新聞』1955年3月6日付、1959年1月27日付）。その勝又春一が勝間田清一の陰の応援者であったことについては、『勝間田清一伝』186頁以下を参照。

³² データベース「世界と日本」<http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JBUS/19570621.DIJ.html>（最終閲覧日2018年8月27日）

から駐留米軍の撤退が始まり、同年 10 月には海兵隊の撤退がほぼ完了し、残るは滝ヶ原ノース・キャンプの陸軍管理部隊だけとなった³³。それにともない、米軍から日本への演習場返還が計画されることになった。

駐留米軍撤退と演習場返還が現実化したことで、新たに①米軍キャンプで雇用されている要員の失業問題と、②自衛隊による東富士演習場使用継続問題とが急浮上することになった。東富士演習場問題は新たな局面を迎えたのである。

東富士演習場から米軍が撤退することで失業するとみられる人々（以下、「キャンプ労務者」という。）は、1957 年 7 月現在、政府雇用〔間接雇用〕で働く者 1,097 人、米軍の直接雇用 380 人（ハウス・メイド、ハウス・ボーイ、写真技師、映写技師など）、PX 約 200 人程度、合計で 2,500～2,600 人と見積もられていた³⁴。地域的に見ると、印野、原里、玉穂、御殿場、富士岡の順で、北郷、小山、沼津なども相当数勤務していた。とくに印野、原里、玉穂などはたいがいの農家から誰か一人が勤めに出ているといわれるほど基地への依存度が高かった³⁵。

キャンプ労務者失業問題については、国・県・市・労組などが一体となって「米軍キャンプ・富士日本人労務者失業対策委員会」を設立し失業救済などにあたるなど、保守と革新の間に党派的对立は存在しなかった。しかし、自衛隊の東富士演習場使用問題はそうでなかった。

(2) 自衛隊演習場使用問題と農民の反対

自衛隊はすでに保安隊時代から地元農民の同意を得ることなく³⁶たびたび東富士演習場を使用していた³⁷。防衛庁は、駐留米軍撤退後も引きつづき演習場の使用を希望していた。そこで、1957 年 6 月、横浜調達局富士調達事務所、大蔵省東海財務局などが御殿場市役所に御殿場市や地元農民らを集め、自衛隊の演習場使用を申し入れた。この場では、米極東軍司令部最高司令官が日米合同委員会施設委員会に提出した「提供財産を自衛隊に共同使用させることについての米軍側の提案」の中に東富士演習場も含まれているとの説明があった。これに対し、岩田和美（東富士演習場対策協議会長）は、「地元民の生活を防衛庁が完全に保証すれば、使用し

³³ その後、1958 年 6 月に板妻ミドル・キャンプと駒門サウス・キャンプの返還式が、そして 7 月に滝ヶ原ノース・キャンプの返還式が行われた。

³⁴ 『岳麓新聞』1957 年 7 月 9 日付。なお、8 月 1 日現在間接労務者 1,160 人、直接雇用者 550 人、洗濯業者等 312 人という数字もある（『岳麓新聞』1957 年 11 月 14 日付）。結局、基地労務者失業者数の正確なところはよく分からない。

³⁵ 米軍基地への経済的依存は地域社会にどのような歪みを与えたのか。その一例として御殿場市印野地区青年団を紹介しよう。同青年団は、1957 年当初から役員選出もできず解団同様の状態に陥った。その原因について、前幹部は次のように語っている。「団員の 9 割近くが米軍労務者。今までの恵まれない高冷地農業従事者が一躍サラリーマンになった。金さえあれば、いつでもどこでも慰安が得られる。真面目にものごとを考える力がマヒしてしまっているのだ」（『岳麓新聞』1957 年 7 月 9 日付）。

³⁶ 早くは 1953 年 6 月に保安隊第一管区総監は演習場関係町村長宛に富士山麓演習場を中心に保安隊連合演習の実施するにつき協力を求める書簡を送ったが、関係町村は協議の上この申し入れを断った（同様の申し入れはその後も行われた）。また、同月、須走村に保安隊富士学校（後の陸上自衛隊富士学校）を設置することが決まった（『勝間田清一伝』375 頁）。その後、1953 年、1955 年には陸上自衛隊第一管区が大規模な秋期機動演習を行った（1955 年の参加部隊は約 6,500 人に達した）（『郷土ニュース』1955 年 11 月 13 日付）。さらに米軍が撤退を開始した直後の 1957 年 8 月には自衛隊富士学校夏季演習が行われた（『岳麓新聞』1957 年 8 月 7 日付）。

³⁷ 当時、政府は、演習場使用を正当化する法的論拠として日米行政協定第 3 条を挙げていた（『類集』上、233 頁）。

てもよいだろうが、現在のままでは、使用に反対だ」と述べた³⁸。岩田の態度は自衛隊演習場使用に絶対反対ではなく、条件付き反対（地元民の生活を保証すれば自衛隊の使用を認める）であったことに留意しておきたい。

同年 7 月、東富士入会組合（組合長岩田和美）は、去る 6 月の防衛庁申入れを踏まえ、防衛庁その他に以下のような要望を行った。

①米地上軍撤退によって直接不要になった土地は全面的に解放すること。とくに国有地入会地については民有地と同様の取り扱いを要望する。

②防衛庁の演習場使用は、地元民の諒解なしに一方的に措置することは絶対に認められない。防衛庁使用については、(ア)米軍撤退後の演習場の最終処理が実行され、(イ)地元における農業再建の条件が整備されることを条件として、新たな観点から協議を行うこと。³⁹

ここでも自衛隊の演習場使用問題については条件付き反対（まず国有地入会地を全面解放し、その後に農業再建条件整備等を条件に自衛隊使用について協議する）であった。

同年 8 月、東富士演習場対策委員会の構成団体の一つである御殿場市各財産区議会議員総会は、在日米軍撤退に伴う財産区の方針などについて協議し、「東富士演習場で駐留軍の撤退を契機に関係財産区財産の保持をはかるため速やかに原状に回復する措置をとり、さらにこれら財産区が関係住民の生活の安定とその向上に資することを期す」ことを決議した⁴⁰。返還された演習場の原状回復を優先的に要求することは、自衛隊による演習場継続使用を不可能にすることを意味した。

同年 9 月、米軍キャンプ富士司令官クロツツ少佐は、「キャンプ富士は近く閉鎖になる。日本人労務者は仕事がなくなった職場から逐次解雇することになる」という声明を日本人労務者に向けて発表した。これを受けて、富士調達事務所長は次のように語った。「(米)軍で使用しなければ演習場は(日本に)返すだろう。この場合すでに防衛庁と調達庁は協定しているので、こんごは演習場は防衛庁が関係農民と契約することになる。また、自衛隊が長く使うなら当然補償も防衛庁が支払うことになる」⁴¹。ただ、手続的には米軍が接收解除を決定して初めて日本に演習場が返還されることになるが、この段階ではいつ接收解除になるのかはまだ分からなかった。

こうして日本人労務者の一斉解雇問題が切迫するなか、演習場問題をめぐる労農連携が成立した。すなわち、同年 10 月、米軍撤退後の諸問題についてキャンプ労務者と農民との連携を促進するため「東富士演習場共同会議」が結成された。農民代表として岩田和美が、労務者代表として芹沢貞一が議長に選任された。結成大会には勝間田清一（衆院議員）、神成昇造（社会党県議）らが出席した。同会議は、①キャンプ労務者の 6 割は農地を接收されているので万全の方策を政府・県に要求する、②演習場とキャンプ施設の返還、演習で破壊された農耕地・山林の原状回復を要望することなどを基本方針とするとともに、自衛隊による演習場の継続使用は絶対に認めないという態度を決定した⁴²。

³⁸ 『岳麓新聞』1957年6月22日付。

³⁹ 『類集』上、230～231頁。

⁴⁰ 『岳麓新聞』1957年8月13日付。

⁴¹ 『岳麓新聞』1957年9月17日付。

⁴² 『岳麓新聞』1957年10月8日付。しかし、キャンプ労務者側は必ずしも一枚岩ではなかった。キャンプ労務者富士岡駐労会は、10月29日、御殿場市商工会と一緒に市議会議長宛に自衛隊誘致の請願書を提出している（『岳麓新聞』1957年10月31日付）。

(3) 市商工会の自衛隊誘致運動と市議会

前節で見たように、地元農民は自衛隊による演習場継続使用に反対の声をあげた。それはおおむね県連の活動方針に沿うものでもあった。しかし、それは必ずしも御殿場市民全体の意向というわけではなかった。市民世論は明らかに分裂していたのである。それが初めて顕在化したのは、1957年10月17日に開催された「御殿場市議会駐留軍撤退に伴う対策委員会」においてであった。同委員会は、労務者失業対策とともに自衛隊誘致問題について協議し、自衛隊駐屯部隊を全面的に誘致するという方針を決定した⁴³。

注目すべきは、その2日後に御殿場市商工会緊急役員会が市議会と歩調を合わせ、自衛隊誘致を行うことを決定したことである。米軍撤退によって地域経済が急速に冷え込んだため⁴⁴、地元商工会を中心にその代替策として自衛隊の常駐化を切望する声が強かったのである。

10月30日に開催された御殿場市議会全員協議会は「駐留軍撤退に伴う対策委員会」の決定について議論し、革新系議員から「自衛隊誘致よりも演習場の未解決問題をまず処理すべきだ」という反対意見が出たものの、全体として自衛隊誘致に賛成する意見が強かった⁴⁵。こうして市当局、市商工会などによる自衛隊誘致運動が始まった⁴⁶。

このような地元世論の動向を踏まえてのことであろうか、翌1958年2月、防衛庁長官は静岡県知事に自衛隊による東富士演習場使用継続の意向を申し入れ、同問題について静岡県との協議を要望した⁴⁷。

一方、御殿場市議会の活動もより活発化していった。同年3月、市議会全員協議会は、(前年の全員協議会で決定した)自衛隊誘致の方針を実行するため、「演習場使用条件起草委員会」を設置し、各方面の意見を網羅的に聞いたうえで市議会の態度を決めることにした⁴⁸。

そして、同年3月、市議会は演習場使用条件起草委員会などでの審議を経て、市議会としての態度を決定した。すなわち、池田晋市議ら15人の建議による「東富士演習場への自衛隊常駐部隊誘致に関する意見書」を採択し(賛成20、反対6、欠席4)、誘致要望書を防衛庁はじめ関係当局へ提出することとしたのである。その要望書の要旨は以下の通りである。

⁴³ 『岳麓新聞』1957年10月19日付。

⁴⁴ 朝鮮戦争当時(1950-52年)は、3つのキャンプで米軍将兵に支給された給料は日本円だけで1ヶ月1億3,000万円に達し、それが直接業者を経て一般にはらまかれ、米軍ブームを現出していたという(『岳麓新聞』1957年11月29日付)。それが、米軍撤退後によって急速にさびれてしまった。すなわち、「300余軒の特飲店と1,500余人の接客婦で賑わった赤線基地御殿場市は、米軍撤退と同時に火の消えたようなさびれ方で、不夜城の出現した特飲街は、閉店する店が続出、接客婦はといえば新しい職場を求めて旅立ち、文字通り閑古鳥が鳴いている。こうした市内には、売家、貸間の広告が各所で見られ、基地御殿場だけは住宅難の悩みはない。業者の転廃業届を保健所に聞いて見ると16日現在休業届7、廃業届5となっている」(『岳麓新聞』1957年10月17日付)。

⁴⁵ 『岳麓新聞』1957年10月31日付。

⁴⁶ 地元新聞は、「市当局をはじめ、市商工会が市民生活の再建を考え自衛隊誘致の線を出したことは、政治的な面から一部反対者はあるとしても、心ある市民からは「最も健全な策である」として喜ばれ、市民は将来の御殿場市に大きな期待を寄せている」という(『岳麓新聞』1957年11月12日付)。

⁴⁷ 『類集』上、232頁。

⁴⁸ 『岳麓新聞』1958年3月8日付。起草委員会のメンバーは、高相恒夫(社会党)、小野東作、高村嘉幸、石田善市、勝又吉一、佐藤覚太郎、勝又重雄の7市議であった。なお、全員協議会開催直後の同年3月、御殿場市商工会は、1万2,000人の署名簿を付けて自衛隊誘致請願書を防衛庁に提出した(『岳麓新聞』1958年3月9日付)。

「政府は米軍から演習場とその施設を速かに返還されるよう要請の上、未解決事項の早期解決を期せられたい。米軍より返還後の自衛隊使用は、政府は当市と交渉の上、円満な使用をしてもらいたい。特に三キャンプへ常駐するようにしてほしい。演習による被害と道路そのほかの損壊、補修、場内の土砂流失防止は充分考慮されたい。演習場内の農耕可能な土地は速やかに解放せられたい。地元希望者の現地雇傭は優先的に考慮されたい。演習場内の採草廃品処理などは旧日本軍使用当時の慣行を考慮してほしい」⁴⁹

さらに同年 4 月、市議会正副議長、総務経済委員会委員らが上京し、防衛庁と内閣総理大臣に要望書を提出した。これに対し防衛庁は、「自衛隊としても是非演習場をほしいと思っているので貸してもらいたいと思っているが、余りもめているのでは困る。地元で平和裡に貸与できるようにしてほしい」と回答した⁵⁰。

(4) 1958 年総選挙と社会党の政策

こうして御殿場市では市議会や商工会を中心に駐留米軍撤退後の演習場を自衛隊に使用させるという意見が有力となった。そうしたなか、以下に見るように、自衛隊の演習場使用に反対する農民団体の動きも依然活発であった。

1958 年 2 月、東富士入会組合（岩田和美組合長）は、防衛庁長官の静岡県知事への自衛隊使用継続の申入れ（前述）を受け、改めて「現在防衛庁が演習場を使用していること及び、今後引き続き合衆国による接收状態の下で、これを使用しようとすることは承服できない」という意見を表明した⁵¹。さらに同年 3 月には自衛隊の演習場使用に反対する運動が司法の場に持ち込まれた。すなわち、御殿場市内居住し演習場内に土地を所有する農民 18 名（印野 11 名、駒門 2 名、中清水 2 名、その他）が国を相手取り、演習場内への自衛隊の立入り禁止等を請求する行政訴訟を起こしたのである⁵²（以下、この訴訟を「東富士行政訴訟」という）。この訴訟の実質的な担い手は再建連盟であった。

自衛隊演習場使用問題をめぐって農民側と市議会・商工会などとの対立が顕在化する中、同年 5 月に衆院総選挙が実施された。地元新聞は保守と革新の対決を強調したが、実際のところ両者の対立点は「返還後の演習場を農民に解放するか、それとも自衛隊を誘致するか」という点に絞られた⁵³。かくして御殿場市を含む静岡県第 2 区（定数 5）では、自民党から石橋湛山（自民前）、遠藤三郎（自民前）ら 4 人、社会党からは勝間田清一（社会前）久保田豊（社会前）の 2 人、そのほか共産党新人 1 人、無所属新人 3 人、合計 10 人が立候補した。

表 5 1958 年 5 月 22 日総選挙開票結果（御殿場市・静岡県第 2 区）

候補者	久保田豊 (社前)	遠藤三郎 (自前)	石橋湛山 (自前)	山田弥一 (自元)	勝間田清一 (社前)
項目					

⁴⁹ 『岳麓新聞』1958 年 3 月 27 日付。

⁵⁰ 『岳麓新聞』1958 年 4 月 6 日付。

⁵¹ 『類集』上、232 頁以下。

⁵² 『類集』上、235 頁以下。

⁵³ 『岳麓新聞』1958 年 5 月 21 日付。それによれば、「御殿場市の有権者は約 2 万 2,000 人、このうちの 6 割が農民、4 割が商工業者とサラリーマンとなっている。商工業者を中心に元キャンプ富士労務者が主張し、市当局も打出している自衛隊誘致と、東富士入会組合をバックにする演習場解放の農民層の票がどう出るかというわけだが、農民 6 割といってもキャンプ富士労務者をやっていた人たちの半数は自衛隊誘致だからこれは衆目のみるところ五分五分の態勢といったところ」という。

御殿場市得票数 (前回得票数)	482 (309)	3,265 (3,278)	3,630 (2,197)	844 (571)	8,868 (7,993)
御殿場市得票率	2.7%	18.1%	20.1%	4.7%	49.1%
2区得票総数	66,279	65,234	58,962	57,354	56,271

注) 『岳麓新聞』1958年5月24日付、同年5月25日付、より作成。

御殿場市における各当選者の得票数は表5の通りである。勝間田は、事前の観測では自衛隊誘致問題で「微妙な空気をはらんでいる」と言われたが⁵⁴、終わってみれば前回以上の票を獲得し、地元での個人的人気の高さを見せつけた。自衛隊誘致に反対する県連の政策方針が勝間田の支持票を減らすことはなかった。つまるところ、東富士演習場問題、とりわけ自衛隊誘致問題は候補者選択の争点にはなっていなかったのである。

県連自身、東富士演習場問題（とくに自衛隊問題）を総選挙の争点として位置づけていなかったかもしれない。実際、総選挙後に開催された県連第16回臨時大会（1958年10月）は総選挙との関連で演習場問題を総括するということがなかった。神成昇造書記長（軍事基地対策委員会事務局長を兼任）の活動経過報告によれば、

「東富士の問題は岸とアメリカ会談によって東富士演習場から米軍が撤退することになり、防衛庁長官と斉藤知事との間で東富士地区の自衛隊がそれを継続して使いたいという申入れがあったのです。党は東富士の土地問題に対して根本的解決に乗り出しました。それについての基本的な態度は懸案事項がまだ処理されていない面が沢山あるので、我々は根本的な問題の処理が先きでなければならん、それがないうちに自衛隊に使用させることには反対だという意向で斗って来ています。この強い態度のために自衛隊はあの地域に入って来られないのです。従って我々は農民の経済再建をはかる事とあの土地の開発の面で強力な活動を展開したいと思っています。一面、あの地域の商工会議所の諸君が自衛隊の誘致運動を行っているが、自衛隊誘致であの地区の発展は有り得ないという点で現在説得活動をつづけています。また本年四月エリコンが東富士に持込まれる危険性が出て来たので、北駿地区と県評や全労と一緒にエリコン持込み反対運動を広汎な県民との共闘として展開するべく現在着々準備中でございます。」

55

ここには「東富士演習場問題についていかなる政策を訴え、どの程度選挙民に支持されたのか（されなかったのか）」という観点から総選挙を検証するという姿勢は皆無であった⁵⁶。

もう一つ指摘したいのは、県連の方針は自衛隊の演習場使用に絶対反対ではなく、条件付き反対であったということである。その条件とは未処理の懸案事項（駐留米軍返還後の演習場の原状回復）を優先的に処理することであり、その条件が達成されれば必ずしも自衛隊使用に反対しないという論理をとっていた。

(5) 自衛隊受入れを前提とした条件闘争

1958年5月30日、勝間田清一衆院議員（当時は社会党政審会長）は防衛庁幹部と面談し、同庁が年内に自衛隊4,300人を東富士演習場3キャンプに常駐させる計画（さらに1959年度に1,500人増員予定）であることを確認した。そして、翌6月1日、勝間田は御殿場市長に

⁵⁴ 『岳麓新聞』1958年5月17日付。

⁵⁵ 日本社会党静岡県支部連合会「第十六回臨時大会議事録」。

⁵⁶ 臨時大会に提出された文書「昭和33年5月衆議院選挙自己批判」は、(1)党の政策樹立が遅れ、その政策を実現する日常活動が不足していたため、労働組合に対してさえ「党の政策浸透が不充分」であった。(2)農漁村・中小企業者層の中に党独自の拠点が少なく、自民党の“総評に引きづられる社会党”の宣伝は、予想以上に大きく影響された、など抽象的な自己批判を展開するだけであった。

会って防衛庁の意向を伝えるとともに、自衛隊常駐問題について防衛庁と話し合うための地元協議機関について協議し、再建連盟をそれに充てることで合意した。

同日、勝間田は御殿場市役所内で記者会見を行い、如上の経緯を説明した。このとき勝間田は、自衛隊の演習場使用に反対する東富士入会組合や社会党の態度について問われ、「自衛隊がくるものなら仕方がない。ただ常駐する前に諸懸案事項、例えば原状回復などを先に解決してからにしてほしい」と回答した⁵⁷。たしかに諸懸案事項（駐留米軍返還後の演習場の原状回復）の解決を優先的に履行すれば自衛隊の常駐に反対しないというのは——反対のトーンは確実に弱まったが——従来からの社会党方針と矛盾するものではなかった。

こうして1958年6月以降、原状回復をした後に自衛隊の常駐化を考えるとというのが東富士入会組合や社会党の基本的態度となった。そして、農民側は原状回復費として161億円に上る現金補償を政府に要求した。

しかし、そのような要求自体が自衛隊常駐化を妨げるという意見もあった。「出したくともそんな多額な金は出まい。それを解決しなければとっている以上、自衛隊は入れない」（高村市議）というのである。そのため、市民の一部は「自衛隊がよそへ行ってしまわないかということに極度に恐れ」るようになった⁵⁸。このような強い危機感を背景に、御殿場市商工会は同年7月に市内全店を休業させ1,000人を動員して御殿場市民経済再建連盟設立総会を開催し、自衛隊誘致実現を期する決議を採択した⁵⁹。

その頃、農民の中にも自衛隊誘致に同調する動きが現れ始めた。同年8月に御殿場財産区、原里財産区⁶⁰が、そして9月には高根財産区⁶¹などがそれぞれ自衛隊の誘致を決定したのである。このうち御殿場財産区は、8月8日付声明書で「御殿場財産区は自衛隊常駐部隊誘致に全面的協力する」「現に演習場として使用中の財産区有地を引きつづき演習場として使用する場合は、あえて原状復帰の要求をしない」「御殿場財産区所有の土地は自衛隊演習場として使用〔を〕再確認する」という態度を表明した⁶²。もはや農民は一枚岩ではなかった。

また、市議会は自衛隊誘致問題に関連して全国の演習場視察を行い、同年10月の市議会全員協議会では「飛行場拡張に端を発した砂川問題⁶³は、最終的には地元民にとって何らの恩典もなかった＝砂川助役談＝。この原因は内輪の問題に外郭団体が押し掛け問題を大きくしたことにある」という報告がなされた⁶⁴。こうして自衛隊誘致に賛成する雰囲気づくりが進行した。

しかし、東富士入会組合や再建連盟の活動は依然活発であった。同年10月、東富士入会組合（岩田和美組合長）は政府等関係方面に申し入れを行い、①演習場土地施設の全面返還、②原状回復（自衛隊継続使用反対を含む）、諸権益（耕作権、入会権、水利権等）の復活、損害

⁵⁷ 『岳麓新聞』1958年6月3日付。『勝間田清一伝』380頁以下。

⁵⁸ 『岳麓新聞』1958年7月8日付。

⁵⁹ 『岳麓新聞』1958年7月13日付。

⁶⁰ 『岳麓新聞』1958年8月13日付。

⁶¹ 『岳麓新聞』1958年9月6日付。

⁶² 『岳麓新聞』1958年8月10日付。

⁶³ 1957年の在日米軍立川飛行場（東京都砂川町付近）の拡張計画に反対する一連の闘争をいう。1957年、基地拡張のための測量に反対するデモ隊の一部が基地内に侵入した行為が日米行政協定に基づく刑事特別法違反として起訴された。1959年3月、東京地裁判決は、刑事特別法的前提である（旧）安保条約が憲法違反であるとして被告人7人全員を無罪とした（いわゆる伊達判決）。しかし、同年12月、最高裁は原判決を破棄し地裁に差し戻した。

⁶⁴ 『岳麓新聞』1958年10月8日付。

補償（接收中の損害で未処理の案件について）の完結、③国有地解放を軸とする農業再建整備計画の具体化・早期実現、を改めて要求した⁶⁵。また、同年12月、再建連盟（勝又春一委員長）も調達庁長官に演習場土地の即時返還、返還財産に対する原状回復措置・各種損害補償の完結を要求した⁶⁶。

（6）第一次使用協定（1959年6月）の成立

自衛隊演習場使用問題をめぐる対立は1958年末になって一気に解決の方向に進む。すでに再建連盟は自らの要求完遂を連盟委員長でもある御殿場市長に一任し、市長はそれを県知事に任せ、そして県知事は内閣審議室⁶⁷に働きかけていた。その結果、内閣審議室は1958年12月9日付で意見調整案をとりまとめ、関係各省に示した。それは防衛庁案と農林省案の提出を受け、政府の最終調整案としてまとめられたものである。以後、この意見調整案を軸に事態は収束の方向に進んでいくことになる。意見調整案が示した演習場問題に関する基本方針案は以下のようなものであった。

①演習場が将来米軍から返還されたときは民有地・国有地ともに引き続き自衛隊の演習地として使用する。

②自衛隊の演習と地元民生の安定とが両立するよう措置する。

③すでに返還された3キャンプには早急に自衛隊を駐屯させる。

④ノースキャンプの一部は国の青少年文化センターとして使う。

⑤本対策実施に当たって国は必要な財政的措置をとるほか、次のような具体策を講じる。

(a)国有地279㍊を開墾農地として農民に解放する（農林省案は500㍊）。

(b)水源開発を行って解放地と既耕地を合わせて657㍊を目途に水田化事業を推進する（農林省案は約1,000㍊）。

(c)市営及び町営で薪炭事業を行い、雇用の増大を図る。そのために国有地1,000㍊を解放し、水田と合わせて1戸当たり年間約24万円の生活費を関係農家約1,400戸のために確保する。⁶⁸

農林省案（国有地500㍊の解放、解放地と既耕地と合わせ1,000㍊の水田化事業）の線でのとりまとめを期待していた再建連盟は、以上のような意見調整案の内容に強い不満を漏らした⁶⁹。しかし、勝間田はここでは調停者の役割に徹し、「調整案が出れば一応これをのむよう農民を説得する。これに付ずいしたものは農民の生活安定を考え努力する」という態度をとった。また、県知事も、「農民の要求と調整案は開きが少ない。この案を了承するよう責任をもって解決する」と述べた⁷⁰。

⁶⁵ 『類集』上、252頁以下。

⁶⁶ 『類集』上、256頁以下。

⁶⁷ 内閣審議室は、1957年8月、内閣官房（閣議事項の整理、内閣の庶務、行政各部の施策の総合調整などを行う）の内部組織として設置された。内閣審議室に所属する内閣審議官は、内閣官房内でとくに総合調整の事務を担当した。その後、1983年の第2次臨調答申をうけ、1986年に内閣内政審議室と内閣外政審議室に分割・改組された。

⁶⁸ 『岳麓新聞』1958年12月11日付、同月14日付。

⁶⁹ 再建連盟の代表は1958年12月15日に上京し、内閣官房長官、農林省などを訪問して、調整案が農民の意思に沿わないものであることなどを伝えるとともに、現地協議機関の設置、演習場土地施設の完全返還・原状回復などを要求した（『岳麓新聞』1958年12月16日付）。

⁷⁰ 『岳麓新聞』1958年12月14日付。

同年 12 月 18 日、勝間田は御殿場市内で再建連盟代表と懇談し、席上、次のように述べた。「24、5 日ごろ演習場使用法について政府の具体案が決ろう。現状では水田造成と国有地の入会権確立の見通しは明るいが、国有地の開放面積は地元の要求とはほど遠いものになりそうだ。この場合の地元の態度を決めておくように」。これを受けて、連盟常任委員会は自らの態度について協議した結果、①演習場の返還、②原状回復、③農業再建整備計画の確立などのいわゆる三原則と、国有地 1,600 ㍊を農地として解放すること、水源開発として 650 ㍊を水田化するという方針を再確認した。また、国有地の部分返還に反対し、演習場を全部返還した上で農耕適地を解放し、改めて新たな土地利用計画に基づいて防衛庁と契約する、とした⁷¹。この段階においてもなお再建連盟の態度は強硬であった。

1958 年の年末も押し詰まって事態は急速に動いた。県知事が政府側と協議を重ね、水田化と国有地の解放面積について政府側の譲歩を勝ち取ったのである。知事はこれを幹旋案として再建連盟に示し、連盟側もこれを受け入れた⁷²。これ以後、内閣審議室は最終案のとりまとめに注力することとなった。

内閣審議室最終案は、1959 年 1 月 14 日次官会議を経て、同年 1 月 16 日の閣議で閣議了解事項「静岡県東富士演習場返還に伴う措置について」として承認された。すなわち、

- ①東富士演習場が将来米軍から返還された場合は、引きつづき自衛隊の演習場として使用する。
- ②本演習場が米軍から返還された場合における土地の原状回復の補償等については、自衛隊の使用が必要でなくなったときに行う。
- ③自衛隊が本演習場を使用するに際しては、自衛隊の演習と地元民生の安定とが両立するよう措置する。
- ④すでに返還された 3 キャンプには早急に自衛隊の部隊を駐屯させるとともに、その一部を青年の団体宿泊訓練施設（国立中央青年の家）として使用する。
- ⑤前記③の民生安定方策として演習場周辺の関係農民に対しては、農地の増加、水田化および植林事業の実施中心として次の措置を講じる。

ア。農地の増加および植林事業の実施を図るため、演習場内外の国有地 560 町歩（場内 360 町歩、場外 200 町歩）をあてる〔払い下げる〕。なお右のうち 140 町歩は植林事業用地とする⁷³。

ウ。実質的耕地面積拡大のため適切な水田化を実施する。

エ。水田化実施に必要な用水補給工事（水源開発工事および幹支線等水路工事）は国庫補助により行う⁷⁴。当該工事の実施に当たっては、極力地元の負担を伴わないよう措置する。

オ。採草、薪炭採取のため国は入会区域を定め演習に支障のない限り場内への立入を認める。

再建連盟は同年 1 月 24 日に総会を開催し、1 月 16 日付閣議了解を原則的に了承した⁷⁵。これにより自衛隊の演習場使用問題は解決に向けて大きく踏み出した。この間調停役の任に当たってきた勝間田清一は 1 月 24 日再建連盟総会に出席し、以下のような挨拶を行った。

⁷¹ 『岳麓新聞』1958 年 12 月 20 日付。

⁷² 『岳麓新聞』1958 年 12 月 27 日付。連盟の指導部は「われわれとしては年内解決が目途だったので、知事のあっせん案をのんだ。不満だが止むを得ない」（石川連盟事務局長）という思いであったという。

⁷³ これにより演習場外の既耕地も含めて新たに 947 ㍊が水田化されることになった（『岳麓新聞』1959 年 1 月 17 日付）。

⁷⁴ 政府は、1959 年から 3 ヶ年計画で農業再建整備事業を行うこととし、用水路など基本建設工事費は総事業費 6 億 9,979 万円、場内外合わせての水田化事業に 2 億 571 万 2,000 円を計上した。初年度の 1959 年度は、総額 1 億 7,500 万円（農林省 2,500 万円、防衛庁 1 億 5,000 万円）を支出するという（『岳麓新聞』1959 年 1 月 17 日付）。

「アメリカがないのにアメリカの演習場というのは不自然である。私個人としては自衛隊の使用は反対であるが、矢張り地元の発展のためにはアメリカから返還させ自衛隊を常駐させることがのぞましい。そして地元民生の安定をはかるため物資も地元から購入させる。そうすれば農家も蔬菜栽培など大きな福利となろう。自衛隊は1万人から1万4,000人入ってくるだろうが、ここではっきり自衛隊の演習場であるというケジメをつけたい」⁷⁶

勝間田自身、「自衛隊の使用に反対」という「私個人」の立場（それは同時に県連の掲げる普遍的原理でもある）と「地元発展のためには自衛隊常駐がのぞましい」という地元の日常要求との矛盾について、理論的にどのような折り合いを付けていたのか、それは不明である。しかし、実践的には、明らかに、前者を切り捨て後者の実現に努力するというのが勝間田の選択であった。調停者的役割を担う以上、そう選択するしかなかったかもしれない。

その後、防衛庁、静岡県、再建連盟は数度の現地協議会を開催し、閣議了解事項の具体化に向けて協議を重ねた。そして、第3回現地協議会（3月3日県庁で開催）において、防衛庁は閣議了解事項中の民生安定方策を実施するに当たって、おおむね以下の事項を了承するよう改めて農民側に要求した。

- ①本演習場は、米軍から返還されるまでの間自衛隊が共同使用する。したがって、目下係争中の訴訟（1958年3月に提訴された東富士行政訴訟）は取り下げること。
- ②すでに返還された3キャンプ施設等については、自衛隊の迅速な駐屯を可能ならしめるため必要な諸措置の完了に協力すること。
- ③本演習場が米軍から返還された後、引き続き自衛隊の演習場として使用できるために、未解放国有地を防衛省へ所管換えし、民公有地の賃貸借契約を締結すること。
- ④本演習場が米軍から返還された後、改めて米軍が行政協定第2条4項b⁷⁷により共同使用を要求した場合、これを認めること。
- ⑤自衛隊が引き続き使用するキャンプ施設、演習場等の原状回復・補償は、将来、自衛隊の使用が必要でなくなったときに行うこと。
- ⑥解放国有地の配分、およびその解放地の入会慣行等の処理に関する問題を自衛隊の演習場使用問題に波及させないこと。⁷⁸

同年6月に入り、ついに当事者間の最終合意が成立した。まず、6月16日に防衛庁、調達庁、再建連盟の間で東富士行政訴訟の処理などに関する協議がまとまり⁷⁹、翌6月17日東京地裁において原告は訴訟を取り下げた⁸⁰。ついで、6月24日、各当事者・関係者は御殿場市内

⁷⁵ 『岳麓新聞』1959年1月27日付、『類集』上、262頁以下。

⁷⁶ 『岳麓新聞』1959年1月27日付。

⁷⁷ 日米行政協定第2条4項b「合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき射撃場及び演習場のような施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない」。データベース「世界と日本」

http://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19570621_DIJ.html（閲覧日2018年9月12日）

⁷⁸ 『類集』上、265頁。

⁷⁹ 『類集』上、265頁以下。なお、覚書の内容は、1959年1月6日付閣議了解事項の実現に努力することなどであった。

⁸⁰ 『岳麓新聞』1959年6月18日付。

で現地協議会を開催し、最終的な合意事項——いわゆる「東富士 4 原則」⁸¹——を確認するとともに各種文書の調印を行った。このとき調印されたのは以下の文書（表 6）である。

表 6 1959 年 6 月 24 日調印文書一覧

文書名	当事者(甲)	当事者(乙)	立会人
東富士演習場使用協定 ⁸²	再建連盟委員長（勝又春一御殿場市長）	防衛事務次官	県知事、関係市町長、勝間田清一
東富士演習場内国有地入会についての協定書 ⁸³	東富士入会組合長（小林茂理）	防衛庁経理局長	県知事
国有地入会協定書第 3 条に関する「覚書」 ⁸⁴	東富士入会組合長	防衛庁経理局長	
東富士演習場内印野山入会地における入会協定書 ⁸⁵	印野山元入会地林野保護申合組合長	防衛庁経理局長	保証人(財産管理者)
東富士演習場内西沢山入会地における入会協定書 ⁸⁶	西沢山野保護申合組合長	防衛庁経理局長	保証人(財産管理者)
東富士演習場内須走山入会地における入会協定書 ⁸⁷	須走山入会山野保護申合組合長	防衛庁経理局長	保証人(財産管理者)
東富士演習場関係水利権協定書 ⁸⁸	各水利権代表者	防衛庁経理局長	保証人(県知事)

注) 『類集』上、453 頁以下、より作成。

東富士演習場使用協定が原協定、各入会協定と水利協定が付属協定という位置づけである。このうち使用協定は、自衛隊が東富士演習場を演習・実弾射撃訓練に使用することを前提に再建連盟・防衛庁間の利害関係を調整することを目的とし（2 条）、そのために東富士演習場運営委員会を設置する（4 条）。演習場の土地使用に当たっては、国有地については防衛庁が行政財産として管理使用する。ただし、国有地入会権者とは別に協定を締結する（6 条）。民有地・公有地を使用する場合は所有者との間で賃貸借契約による。民公有地上に入会権がある場合は、当該入会権者と防衛庁の間で別途協定を締結する（7 条）。注目すべきは、自衛隊が演習場に持込みまたは使用する兵器について制限を設け、①核兵器、毒ガス、爆弾（爆発しない投下物を除く）の持込・使用、②ジェット機による銃撃訓練、③500 kg 以上の火薬類の一時爆破を禁止するとともに、持込・使用できる兵器を別表で特定したことである。別表以外の兵器を持込・使用する場合は、両者で事前協議を行うこととした（8 条）。この使用協定は、東富士演習場がアメリカ合衆国から返還されたときに効力を生じ（附則 1）⁸⁹、協定の有効期間は

⁸¹ 「東富士 4 原則」とは、①東富士演習場の米軍からの全面返還、②東富士演習場地域の民有諸権利を回復・確立、③東富士演習場外を含む国有地 560 町歩の解放と民生安定事業の実施、④使用協定による自衛隊の東富士演習場使用、である（東富士演習場現地協議会「合意議事録」1959 年 6 月 24 日付）。『類集』上、451 頁以下。

⁸² 『類集』上、453 頁以下。

⁸³ 『類集』上、457 頁以下。

⁸⁴ 『類集』上、459 頁。

⁸⁵ 『類集』上、460 頁以下。

⁸⁶ 『類集』上、462 頁以下。

⁸⁷ 『類集』上、464 頁以下。

⁸⁸ 『類集』上、466 頁以下。

⁸⁹ しかし、米軍海兵隊がその後も演習場を使用する意向を示したことから、スムーズに演習場返還が実現したわけではなかった。実際に東富士演習場がアメリカから返還されたのは 1968 年 7 月 31 日のことであった（翌 8 月 1 日から自衛隊が演習場を管理・使用した）。この間の経緯については、『防衛施設庁史』72 頁以下参照。

発効の日から 10 年間とされた。期間内であっても、両当事者が合意すればこの協定を終了することができる。また、更新も可能である（35 条）⁹⁰。

この使用協定（1970 年 4 月に第二次使用協定が成立すると、それと区別して本協定は第一次使用協定と呼ばれた）の成立により、東富士演習場問題は新たな段階に進むことになった。

（7）1959 年地方選挙と静岡県連

前述のように、1958 年総選挙では東富士演習場問題は選挙の争点にならなかった。それでは、地方選挙ではどうだったのか。本節では、1959 年に実施された市長選挙と県会議員選挙をとりあげ、東富士演習場問題が選挙の動向にどのような影響を与えたのかを考察する。

1) 1959 年 2 月御殿場市長選挙

1959 年 1 月 16 日に東富士演習場問題に関する閣議了解事項が承認され、その翌月に御殿場市長選挙が行われた。前回（1955 年）の御殿場初の市長選挙では、勝又春一候補と勝田博候補の一騎打ちとなった。両候補とも保守系であったが、革新系（高相恒夫、小林茂理など）は勝田候補を推薦した。勝田候補は「社会主義の“社”の字も嫌い」という人物だったようだが、革新系は「勝田氏の方が進歩的」で「政治性がなく事務屋的な性格」なのが御殿場市にとって「うってつけ」だという理由で推薦したという。勝田候補の推薦人にはそのほかに旧町村部の中堅層が多かったという。他方、勝又候補は、合併した旧村部の村長、村会議長、江藤栄県議⁹¹らが推薦人に名を連ねた。さらに選挙戦の途中から革新派とみられていた御殿場市青年団幹部らが勝又候補の応援に入り、さらに勝又藤男元県議も勝又支持を決めたため、390 余票の僅差であったが辛うじて勝利を収めた⁹²。

今回は、革新系の再建連盟が 1 月 24 日に条件付きで現職の勝又春一市長を推薦することを決定し、同日市長にその旨を申し入れた。再建連盟が申し入れた条件というのは、①演習場地域農業再建整備計画の具体化を推進させてほしい、②自衛隊常駐に当たり使用条件の締結に協力・努力してほしいというもので、勝又市長にとってもまったく異論のないものであった。

しかし、なぜ再建連盟は勝又市長を推薦したのか。その理由を連盟側は次のように説明した。

「勝又市長は過去 4 カ年間市政は別として演習場問題に対し農民側の考え方と一致した方針をもって進んできており、こんごの新らしい土地利用計画遂行（自衛隊の使用や農民センター建設など）に当ても完全な意見の一致をみている。こんごも推進力となって、さらに連盟の目的達成のため最後の仕上げをしてほしいという意味から推せんした。」⁹³

勝又市長は、1956 年 3 月の再建連盟発足以来、その委員長職にあった。しかし、再建連盟の主導権は岩田和美副委員長、小林茂理委員ら革新系によって掌握されていた。保守系の勝又

⁹⁰ 『類集』上、453 頁以下。

⁹¹ 江藤栄県議は、1955 年 3 月御殿場市消防団初代団長、1956 年 6 月県議会副議長、1963 年 5 月県議会議長に就任。（御殿場市消防団ホームページ <http://gvfd.city.gotemba.shizuoka.jp/development/index.html>、静岡県ホームページ http://www.pref.shizuoka.jp/gikai/ayumi/seifuku_gityou.html）

⁹² 『郷土ニュース』1955 年 3 月 6 日付、1956 年 1 月 1 日付。

⁹³ 『岳麓新聞』1959 年 1 月 27 日付。

市長は、それにもかかわらず、再建連盟とは不即不離の関係を維持し演習場問題に取り組んできた⁹⁴。そうした実績に対する革新系の評価が今回の推薦の背景にあったのである。

ついで社会党御殿場支部も、1月27日に拡大執行委員会を開催し、再建連盟に同調して勝又市長を推薦し、党の候補を出さないことを決定した。この決定に際し、御殿場支部は「こんどの選挙が旧来のへい風を打破して全市民一丸となって市政高揚のため最善の機会となることをきたいしてやまない」旨の声明書を発表した⁹⁵。

もともと日常要求が圧倒的意味を有する地域政治の世界では革新と保守の対決軸は曖昧にならざるをえない。1957年以後いったんは自衛隊演習場使用問題をめぐって保革の対決軸が顕在化した。それが1959年市長選挙を迎える頃には急速に消滅した。それを可能にしたのは、地元農民の運動がおもに日常要求、換言すれば譲歩可能な利益配分を要求するものであったからである。もし地元農民や社会党支部が自衛隊使用絶対反対という普遍的原理に固執すれば、対立は譲歩困難な状況に陥り、地域政治に深刻な分裂と対立を引き起こしていただろう。

2) 1959年4月県議選

保革相乗りは市長選だけではなかった。1959年4月の県議選（8日告示、23日投票）でも同様の現象が見られた。御殿場市選挙区では、江藤栄（自民前）と小林茂理（革新系無所属新人）が立候補し、保革一騎打ちの選挙戦に突入した。当初、江藤は農協、湛山会（石橋湛山の後援組織）を主体とし、小林は東富士入会組合、市内革新の組織票（労組票など）をバックとしていた。

社会党は告示日ギリギリまで新人候補者の擁立に苦勞したため、知名度にまさる現職候補を相手に闘うには大きなハンディキャップがあった。そのような選挙情勢のなか、4月15日に御殿場市商工会が革新系的小林候補を推薦することを正式決定し、市民を驚かせた。もともと自衛隊誘致問題で商工会と東富士農民組合は対立関係にあっただけになおさらである。商工会は推薦決定に至った理由を次のように説明した。

「現在自衛隊の東富士使用問題は20日ごろに解決の運びとなっている。演習場返還を運動していた農民層とはたしかにある時期には対立したこともあったが、現状勢では大同団結し地域の発展のためにも業者の繁栄のためにも自衛隊常駐という目的に励進することが急務である。商工会としては自衛隊の常駐に当り、①営外PX反対、②営内PXの地元業者の採用、③物資納入は地元業者から、という三原則を打出しているが、この際、両者ががっちり手をにぎって文書化させることが必要だ。自衛隊が入って農家が裕福になれば商店も裕福になるということは、とりもなおさず地元が繁栄することである。そこで常駐問題解決に先だち手をにぎったのだ。」⁹⁶

要するに、この時期、すでに農民側が自衛隊常駐問題で譲歩していることから、農民と商工会の間にはもはや決定的な対立要因は存在しなかったこと、そして商工会自身の要求実現のた

⁹⁴ たとえば1959年5月、御殿場市議会は東富士入会組合や再建連盟が東富士演習場使用協定の締結交渉に当たっていることに異を唱え、勝又市長に「市長が締結すべきである」と申し入れを行った。これに対し、市助役が「農民再建連盟が地主または権利者として基本条件を話し合うことは当然だと思う」と回答するなど（『岳麓新聞』1959年5月21日付）、市当局は一貫して農民側の立場に立った。

⁹⁵ 『岳麓新聞』1959年1月29日付。

⁹⁶ 『岳麓新聞』1959年4月17日付。

めにも農民側との「大同団結」が必要であることを当事者はよく理解していたのである⁹⁷。ただ、農商連携の成立にもかかわらず、事前予想に反して小林（7,486票）が江藤（1万1,594票）に大差で破れてしまった⁹⁸のは、別途検討する必要があるかもしれない。

（8）県連第17回定期大会（1959年8月）——日常要求から再び普遍的原理へ

一連の地方選挙の後、1959年6月には参議院議員選挙が戦われ、社会党は全国でも静岡選挙区でも敗北を喫した（静岡選挙区では自民党が2議席独占し、社会党候補神成昇造は次点に終わった）。それを受けて同年8月に開催された県連定期大会は党敗北後の再建大会という雰囲気であったという。そこに提案された1958年度活動総括は、「社会主義革命を担当する党組織の確立」をしなければいけないにもかかわらず、「全体として票取り主義の選挙活動に埋没した感が強い」とした⁹⁹。そして、「軍事基地反対斗争」については以下のように総括した。

「①反対同盟、対策協議会等の援助と協力

②党の独自活動の展開

③基地オルグ活動家の養成

④東富士、静浜、浜松、遠州灘の斗いを具体的な斗いの目標とし①東富士演習場問題については、地元関係団体と連けい

をとり斗いを⁽⁷⁷⁾ 追め、未懸案事項の処理、⁽⁷⁷⁾
自衛隊の使用阻止の斗いに積極的にとりくんできた。

②静浜飛行場⁽⁷⁷⁾ 拡強反対、補償金不正使用の追求にとりくんだ。

③本部の主催する基地活動家講習会に、県連から積極的に参加させた。」¹⁰⁰

注目したいのは、1959年8月に至ってもなお「自衛隊の演習場使用阻止」の方針を掲げていることである。すでに見たように、1959年1月、地元農民は自衛隊の演習場使用を内容とする閣議了解を受け入れ、6月には使用協定に調印していた。社会党御殿場支部もこれに同調していたといってよい。つまり、地元では自衛隊演習場使用問題はもはや政治的対立点ではなくなっていた。ところが、県連の活動総括はこのような現実について何も言及せず、無視したのである。定期大会には勝間田清一も出席していたというのに、である。

⁹⁷ 御殿場市商工会と東富士入会組合は連名で1959年4月17日付「声明書」を発表し、「両者は相互理解を深めるため極力接触することに努め、数度にわたって協議を行ってきたが、今日漸くにして全面的な意見の一致を見ることに成功した。即ち、郷土建設の実力者である農民と商工業者とは各々経済、文化各般にわたる不可分関係にあることを確認し、凡ゆる立場をのりこえて急速に目前の大問題を解決するため左の目標達成を期して、大同団結を誓約した」（『岳麓新聞』1959年4月18日付）。

⁹⁸ 『岳麓新聞』1959年4月25日付。

⁹⁹ 定期大会議事速記録によれば、勝間田清一は、選挙闘争報告に関する議論のなかで次のように発言した。「社会党が党として選挙ができる程社会党は強くないのだ。今度の参院選挙は組合の、特に国鉄の、しかもその一部の有志による選挙であった。地区活動が足りなかった。労組の活動も足りなかったのだ。組織内の斗争のみに終わっていた」（「第17回定期大会」ファイル）。この1959年参議院選挙の歴史的意味を考えるうえで以下の指摘は重要である。「1959年の選挙において、従来運動の基幹的部分を占めていた大組合の動きが、中小組合に比して却ってにぶかった点、および1960年の春闘において大企業組合は、安定賃金に類する方式で、かなり高い水準で要求を実現し、そのことによって爾後の闘争力を減殺された事実等は、既存の組織としての『革新』組織が、ある種の風化乃至化石化現象によって、大きな限界点に逢着していることを示していた。」（石田『現代組織論』230頁）。

¹⁰⁰ 日本社会党静岡県支部連合会「1958年度経過報告書」。

同じく定期大会に提案された「1959年度県連運動方針案」の内容も注目すべきものであった。それは全体的に「社会主義政党の根本的な再建」と安保闘争の二つの課題にいかに関わり込むかという問題意識に貫かれていた。とくに後者については、平和運動の諸課題はすべて安保闘争に収斂されるべきものとされた。すなわち、

「我々は原水禁、日中、軍事基地、護憲などの直接的な課題からその親玉である安保の粉碎の必要性を理性と感情の両面から知らせるために、とくに原水禁を中心とする平和運動との結付きを強化し、さらに戦争経済、従属経済、防衛予算の下に於ける低賃金合理化、不景気という具体的な問題を捉えて、その元凶である安保に力を結集させるために、生活と権利を守る労農商の諸運動と安保の結合を強化しよう」¹⁰¹

もはや「東富士演習場」という言葉は方針案のどこにも見られない。県連は、再び「安保反対」という普遍的原理に舞い戻り、安保問題を優先して地元農民の日常要求に基づいた政策立案を後回しにしたのである。運動論的には、県連第14回定期大会（1957年1月）のレベル（「目的・手段」論）まで逆戻りしたといってもよい。同じことは、第18回定期大会（1960年1月）¹⁰²、第19回定期大会（1961年2月）¹⁰³、第20回臨時大会（1962年1月）¹⁰⁴についてもいえる¹⁰⁵。

革新政党が平和闘争、憲法擁護、安保反対などの普遍的原理を抜きに利益配分などの日常要求に埋没すれば、保守と革新の区別は消滅してしまう。しかし、だからといって、日常要求を無視し普遍的原理だけを主張しても、広範囲な市民の支持と理解は得られない。社会党が革新勢力として存在するためには、普遍的原理と日常要求を適切に連結させた政策立案を行う必要があった。実際、原水禁運動は、ある時期までそれを実現していた¹⁰⁶。しかし、結局、県連は普遍的原理と日常要求を結合させることに挫折した。

ただ、勝間田清一だけは、社会党の代議士でありながら、一貫して地元農民の日常要求を実現する立場で行動した。そこで最後に、勝間田清一の東富士演習場問題への取り組みについて考察する。

¹⁰¹ 日本社会党静岡県支部連合会「第17回県連定期大会議案集」（1959年8月）。

¹⁰² 『社会新報（静岡版）』1960年1月1日付。

¹⁰³ 『社会新報（県連版）』1961年2月12日付。

¹⁰⁴ 日本社会党静岡県連「第二十回臨時大会」（1962年1月）ファイル。

¹⁰⁵ さらにその後の県連方針の推移について簡単に触れておこう、県連第21回定期大会（1962年2月）は久しぶりに東富士演習場に言及した。すなわち、「平和、中立のたたかい」の課題の一つとして「軍事基地反対闘争」をとりあげ、そのなかで「東富士演習場、浜松航空基地、新島ミサイル基地の問題をとり上げ、地元住民の生活と権利を守る要求と結合して闘いを発展させて、諸権益の拡大、演習場地域の縮小等を斗いとり、逐次軍事基地解消を目指して闘いを進めていく」という方針を示した（『社会新報（静岡版）』1962年2月10日付）。しかし、東富士演習場の場合、すでに第一次使用協定が成立しており、「逐次軍事基地解消を目指す」ことがどれほど地元住民の要求と結合するものであったのか、疑問なしとしない。ついで県本部第23回定期大会（1963年3月）は、「1963年度の党の主導する政治斗争の基本方向は憲法実施のたたかい」であるとしたうえで、「国民の中に深く護憲の体制を確立」するために、「平和と中立、原水爆禁止と日本核武装化阻止、軍事基地反対、日韓会談の阻止等をめざすたたかい^(マツ)をして組織する」という。あの「目的・手段」論の新バージョンの登場である。そして東富士演習場等について、第21回大会とまったく同様に「逐次軍事基地解消を目指す」とした（『社会新報（静岡版）』1963年3月1日付）。

¹⁰⁶ 「1954年の福竜丸被災を契機とする『死の灰』の恐怖は、まさに国民的に共通な日常的問題として原水爆問題を投げかけるに至った。ここに最も直接的・日常的な利害関心と、最も普遍的な・人道主義に通ずる象徴とが結びつく契機が与えられた。」（石田『現代組織論』216頁）。

3 勝間田清一の国会活動

前章で見たように、東富士演習場問題において勝間田清一が果たしてきた役割は大きかった。それを一言でいえば、国と地元農民の間に立って、相互の妥協と譲歩を引き出し最適の利益配分を実現する調停者の役割であった。その調停者としての活動の一端はすでに見たところである。

本来、国と地元の間で調停者的な役割を担うのは自民党など保守系政治勢力であった。それを勝間田が担ったとすれば、保守系は当該問題でいったいどのような立場に立っていたか。この点を知るうえで、以下の地元新聞の記事は興味深い。

「(1959年県議選で)江藤(栄)氏は勝ったといっても、今の岳麓に大きな懸案である自衛隊演習場使用条件から浮上った存在で、もっぱら入会組合と商工会が勝間田清一代議士を中心に解決しようとしているだけに、今後も今までと同様、中立の立場を守らなければならないという苦しい立場に追い込まれている。」¹⁰⁷

保守系政治勢力を「浮上った存在」「中立の立場」に追い込むほど勝間田清一の存在とその役割は大きかったのである。

ところで、調停者としての役割はいうまでもなく国会外での活動として行われた。それでは、国会内では勝間田はどのように東富士演習場問題に取り組んだのであろうか。本章では、この点について検討する。

勝間田は、1947年4月衆議院総選挙で初当選して以来14回の当選を重ねた。この間、東富士演習場問題について本会議・委員会で発言し、質問主意書を提出し、また請願の紹介議員となるなどの活動を行った¹⁰⁸。そのうち本会議・委員会発言、質問主意書提出の回数を整理したのが表7である。

表7 勝間田清一国会発言・質問主意書提出回数

在籍期	開始 期日	本 会 議	委 員 会	質 問 主 意 書	備 考
23期	1947. 04.25	1	3	0	47.06 片山内閣成立、和田博雄経済安定本部総務長官秘書官に就任 48.02 片山哲内閣総辞職、芦田均内閣成立 48.10 芦田均内閣総辞職
24期	1949. 01.23	12	63	0	49.04 社会党政策審議会議長に就任 50.04 社会党政調会議長に就任 51.01 社会党「平和4原則」起草 51.10 社会党第8回臨時大会、講和条約・安保条約をめぐり左右対立し、分裂 52.01 左派社会党外交委員長に就任

¹⁰⁷ 『岳麓新聞』1959年4月25日付。

¹⁰⁸ 1947年4月総選挙で初当選し、6月に成立した片山哲内閣では経済安定本部総務長官秘書官に就任した勝間田は、同年8月帰郷の際、地元農民から米軍演習による森林・耕地被害に関する陳情を受けた。同年9月にも印野村助役が安定本部に勝間田を訪ね、演習被害に関する陳情を行った。そこで同月、勝間田は紹介の労をとり、和田博雄安定本部長官に面会させ、被害補償の約束を取りつけた(翌年4月玉穂、印野、原里、須山各村に補償金が支払われた)。ここから東富士演習場の地元農民と勝間田との深い繋がりが始まった。『類集』上、439頁。

25期	1952. 10.01	1	4	2	53.01 左国会対策委員長に就任
26期	1953. 04.19	4	5	3	53.04 左社綱領起草委員会委員に就任 53.11 左社中央執行委員会「左社綱領草案」決定 54.01 左社第12回大会、綱領草案一部修正可決
27期	1955. 02.27	3	10	3	55.10 社会党統一大会、国会対策委員長に就任 56.09 日中貿易促進議員連盟副団長として訪中 57.01 社会党日中国交回復委員長に就任 57.04 社会党第一次訪中使節団に参加 58.02 社会党政策審議会長に就任
28期	1958. 05.22	2	6	1	59.03 社会党第二次訪中使節団に参加 59.06 東富士演習場第一次使用協定調印の立会人 60.03 社会党教宣局長に就任 60.05 自民党、会期延長・新安保条約を単独採決
29期	1960. 11.20	3	4	1	61.09 社会党石炭政策転換闘争本部長に就任 62.01 社会党政策審議会長、社会主義理論委員会事務局長に就任 62.07 江田三郎書記長、「新しい社会主義のビジョン」（江田ビジョン）発表
30期	1963. 11.21	1	5	0	64.02 第23回党大会「日本における社会主義への道」第一部を報告（64.12第24回大会で採択） 66.01 第27回党大会で書記長に立候補、敗北 66.12 第28回党大会で副委員長に就任
31期	1967. 01.29	3	0	0	67.08 第29回臨時党大会で委員長に就任 68.09 第31回臨時党大会で勝間田執行部総辞職
32期	1969. 12.27	2	2	0	70.11 第34回党大会、「1970年代の課題と日本社会党の任務」（新中期戦略）採択 71.02 社党・総評など「日中国交回復国民会議」結成 72.09 日中共同声明（日中国交正常化）
33期	1972. 12.10	1	2	0	74.01 第37回党大会、「国民統一綱領と日本社会党の任務」採択 76.06 社会党理論委員会委員長として「プロ独裁放棄は改良主義」と共産党を批判 76.12 第34回衆院総選挙で落選
35期	1979. 10.07	1	0	0	
36期	1980. 06.22	0	0	1	81.07 社会党訪欧調査団団長として、ヨーロッパ社民党党首らと意見交換
37期	1983. 12.18	43	0	0	83.12 衆院副議長に就任
合計		77	104	11	

注1) 「本会議」「委員会」の発言回数および「質問主意書」の提出回数は「国会議員白書」<http://sugawarataku.net/kokkai/index.html>による。なお、委員長、委員以外の議員、大臣等の発言は含まれない。

注2) 「備考」欄は「勝間田清一年譜」（勝間田清一伝編集執筆委員会編『勝間田清一伝』勝間田清一伝刊行委員会、2018年、427頁以下）による。

このうち本会議・委員会発言から東富士演習場に関するものを抽出・整理したのが表8である。

表8 勝間田清一「演習場」関係質問回数

在籍期	国会回次	院名	会議名	開会日付
25期	15回	衆院	予算委員会	1952.12.10
26期	16回	衆院	予算委員会	1953.07.10
27期	24回	衆院	内閣委員会	1956.04.11
27期	26回	衆院	内閣委員会	1957.10.08
28期	34回	衆院	日米安全保障条約等特別委員会	1960.05.19

注) 「国会会議録検索システム」<http://kokkai.ndl.go.jp>より作成。

これらの発言はすべて委員会質問として行われたものであるが、時期的に 25 期から 28 期の在籍期（1952 年 10 月～1960 年 11 月）に集中しているのが注目される。以下、順を追ってその内容を紹介する。

(1) 1952 年 12 月 10 日衆院予算委員会

勝間田が初めて国会質問で東富士演習場問題を取り上げたのは、第 4 次吉田茂内閣成立直後の 1952 年 12 月のことであった。勝間田が衆議院予算委員会で取り上げたのは自衛隊（当時は保安隊）の演習場使用問題であった。すなわち、「現在非常な混乱を与えておるのは、〔警察〕予備隊（1952 年 10 月保安隊に改組——引用者中）及びその他の演習場の問題」である、現在保安隊が無制限に演習場等を拡張しているのに対し農民側はこれを拒否できないという現状を指摘し、まず演習場、訓練場等に関する計画を示すよう保安庁に求めた。

これに対し、保安庁は、表 9～11 のような計画を明らかにした。表 9 はすでに射撃場・教練場として整備に着手した面積を、表 10 は射撃場・教練場のために土地取得折衝中の面積を示している。このなかに演習場は含まれない。1952 年現在、保安隊は演習場を保有していなかった（そのため、もっぱら駐留米軍の演習場を共同利用していた）。ただ、将来的な演習場設置計画はあったようで、それが表 11 である。

表 9 射撃場・教練場の整備着手面積

	総坪数(坪)	地目	所有別	関係部隊
射撃場	13 万 3,000	大部分は山林、一部は開拓農地	民有地、公有地、国有地	宇都宮、松本、豊川、福知山等
教練場	23 万 4,000	おもに開拓農地と山林	民有地、国有地	大村、竹松、鹿屋、釧路

表 10 射撃場・教練場土地取得方に付対農林省折衝中の面積

	総坪数(坪)	地目	所有別	関係部隊
射撃場	22 万 8,000	開拓農地 山林	民有地 国有地	旭川、秋田、福島、高田、水島、米子ほか 3 箇所
教練場	265 万 5,000	開拓農地 山林	民有地 国有地	土浦、霞ヶ浦、久居、青森、福島、目達原、福岡、帯広等

表 11 保安隊の演習場設置計画

種別	基準面積(坪)	備考
教練場	3 万	各駐屯地に 1ヶ所設置。日常の基礎的訓練に使用する。
小演習場	25 万	各駐屯地に 1ヶ所設置。小隊、中隊の訓練に使用する。
中演習場	250 万	各管区に 3ヶ所設置。大隊訓練等に使用する。
大演習場	3,000 万	各管区に 1ヶ所設置。連隊演習および国家部隊の小規模射撃訓練を実施する。

注) 表 9～11 は「第 15 回国会衆議院予算委員会議録」第 12 号、32 頁、より作成。

このような保安庁の計画に対し、勝間田は、「保安庁の計画は、早くいえば現在の保安庁法の範囲を…逸脱しておる」としたうえで、農地保護の観点から農地保護立法の必要性を訴えた。これに対し、廣川弘輝農林大臣は「農地を保護する立法をしたい」と答弁して応じた¹⁰⁹。

¹⁰⁹ 「第 15 回国会衆議院予算委員会議録」第 12 号、31 頁以下。

3-2 1953年7月10日衆院予算委員会

第5次吉田茂内閣が成立（1953年5月）した直後、ふたたび勝間田は委員会質問に立った。今回、勝間田が取り上げたのは、演習場内の国有地における農民耕作権の保障問題であった。当時、演習場内の私有地については、その土地所有者に1年間の所得補償だけでなく借上料も支払われていた。ところが、国有地に地上権を有する農民には1年間の所得が補償されるだけで、借上料は支払われていない。その意味で、演習場国有地の農民耕作権は十分には保障されていなかった。そこで、勝間田はまずこのような実情を示したうえで、農林省に国有地における耕作権保障についての考えを質し、農林省から「私有地の場合に準じて取扱いたい」という答弁を引き出した。そのうえで、調達庁にも同じ質問をぶつけ、「私有地同様の補償」という答弁を得て、それが政府全体の一致した見解であるとの確認を求めた¹¹⁰。

3-3 1956年4月11日衆院内閣委員会

1955年5月、東京調達局が東京都砂川町（現立川市）に米軍立川基地拡張計画案を非公式に通告したことから、拡張予定地域の所有者を中心に「基地拡張反対同盟」が結成され、世にいう砂川闘争が始まった。反対運動の昂揚にもかかわらず、調達庁は土地収用手続きをとり、同年11月から強制測量を開始した（こうした状況下で同年12月第一次砂川事件が発生した）。

おりしも鳩山一郎内閣は、1956年3月、砂川町関係者に補償金とは別に「協力謝礼金」を支払った¹¹¹という事実が明らかになった。勝間田はこの問題を国会でとりあげ、かかる「協力謝礼金を出した法律的な根拠、予算上の根拠」について倉石忠雄労働大臣の見解を質した。しかし、倉石大臣の答弁は要領を得ず、次のような発言を繰り返すだけであった。

「従来飛行場以外の施設につきましても、地元の御希望にできるだけ即応するように、いろいろな施策の面で地元が潤うようにいたしました…。そこで、今回は特に…この飛行場拡張のために協力をしていただく方に謝金を出すことがよろしいと考えまして、防衛支出金の中で支出をいたしました」

これに対し、勝間田はくりかえし以下のように強調した。

「私は、あなたは少しも答弁されていないと思う。軍事基地の接收を受けておるものは今回の（砂川の）飛行場だけでもありません。日本全国一律に、今日まで補償されたのは、それぞれの法的な根拠を持って、公平の原則に基いて補償がなされて参ったのであります。今回に限って飛行場についてこういう差別待遇をしなければならぬという根拠は一体何か。もしその根拠があなたの今言われるような根拠であるならば、その根拠はきわめて不明朗なものであるから、これをやめるなり、同じ原則が他の地域に適用されるなり、これを明確にしない限り、私は砂川に対する政府の政治的な策略がそこにあると断ぜざるを得ない」

結局、倉石大臣は勝間田の問いに答えることなく、「財政法上の違法ではない」とくりかえすにとどまった¹¹²。

¹¹⁰ 「第16回国会衆議院予算委員会議録」第20号、25頁。『類集』上、298頁以下。

¹¹¹ 国会での政府答弁によれば、1956年4月時点で、都合2件、農地246坪、宅地67坪について合計10万円の「協力謝礼金」が支払われたという。

¹¹² 「第24回国会衆議院内閣委員会議録」第34号、7頁以下。

(4) 1957年10月8日衆院内閣委員会

1956年12月、勝間田と同じく静岡県2区選出の石橋湛山が内閣総理大臣に指名されたが、その政権は短命に終わった。翌年2月、岸信介内閣が成立し、既述のように同内閣のもとで在日米軍の日本本土からの撤退が開始された。

勝間田は、同年10月の内閣委員会で、おもに①東富士演習場での米兵発砲事件、②東富士演習場賃貸借契約未締結問題、③米軍返還後の原状復帰問題、④駐留軍労務者一斉失業問題、⑤自衛隊使用問題を取り上げ、成立間もない岸内閣を追求した。

まず第一点について。1956年9月、東富士演習場で演習に参加していた米第三海兵師団所属の米兵が廃弾拾いに来ていた地元の農婦に空薬莖を発射し重傷を負わせるという事件が発生した¹¹³。本件は、1957年4月御殿場警察署が静岡地検に傷害事件として送検しが、同年5月地検は起訴猶予処分とした。そこで勝間田は、この事件に対する政府の姿勢について、とくに不起訴処分の不当性について追求した。さらに、1952年3月の米兵による地元農民殺害事件、同年10月米兵の発砲で地元農民が重傷を負った事件をとりあげ、「米軍側からはこれを単に軍法会議に付したといわれるだけであって何らの通報が行われておらない」としたうえで、双方ともに十分な補償を行うことを政府に要求した。

第二点について。演習場返還前に解決すべき懸案事項の一つに1957年度東富士演習場賃貸借契約未締結問題があった。そこで勝間田は、この問題について政府はどういう解決をするつもりなのかを質した。とくに締結を遅らせている要因として調達庁が台帳面積に固執している点を挙げ、政府側から「32年度の新契約におきましてはその実測面積を参考にいたしましてきめていきたい」という答弁を引き出した。

第三点について。勝間田は「東富士の演習場のアメリカの駐留軍が撤退された暁においては、私は当然農民または国家にその財産がまず返されなければならぬと考える…が、長官もそうだと考えてよ（いか）」、そして「地元側、あるいは国有地について地上物権が…存在する場合においては、そのあとに何らの承諾なくして自衛隊がその中に入るということはあり得ない、こう考えてよ（いか）」と質問した。これに対し、津島壽一防衛庁長官は、「今のような主義は当然原則的にはとらるべきものだと思（う）」、「地元の反対を押し切って、そういうものを勝手に使用するということは差し控えるべきだと思（う）」と応じ、勝間田に同意した。ついで勝間田は、質問の矛先を調達庁長官に向け、「（演習地が）返還される場合においては、当然原状に復帰して返還されるものと思うが、長官はいかに考えておられ（るか）」と尋ね、「お話の通り原状に復帰して返還すべきもの」という答弁を引き出した。

第四点、とくに直接雇用者（米軍雇用者）の失業問題について、間接雇用者（政府雇用者）と同様の迅速な救済措置の実施を要求した。すなわち、

「直接雇用者は…土地の接収を受けて農耕地が少なくなったために失業した人、あるいは芝草刈りあるいは薬草取りあるいは炭焼きというような仕事ができなくなって勤めたという、いわゆる駐留に基き失業した人がその地域に再就職をしたという形になっておる、これが一つの重要な点であります。もう一つの重要な点は、将校のところに雇われた個人契約の形式をとっておる、しかしながら実際におきましては県の労働課なり職業安定所が身分調査もやり身体検査もやりそれからいろいろの保証人もつけて

¹¹³ 米軍側は、日米行政協定で定められている犯罪通報を行わず、日本側に連絡もせず軍事裁判を行った。当該被疑者米兵は1956年10月軍法会議で無罪判決を受け、その後米国に帰国した。そのため、日本の捜査機関は、被疑者の取調を行うことができなかった。

そうして政府が行なったのである。しかも単にそれは直接の契約をとったか間接の契約をとったかあるいは職場がどうであるかという全くの形式上の問題だけで、これらの諸君はもうすでにこの十五日に首を切られる…これについては…私は当然立法措置をすべきだと思うと同時に、立法措置のいかにかわからずこれはやはり救済すべきだと私は思う。…これらの直接雇用者に対する政府の態度は一体どういうものであるか」

これに対し政府側は、「米軍の直接雇用者については…（労働省の）特需連絡対策会議の議題に供しまして、全く間接雇用の離職者と同様の扱いをしていこうということになっております。失業手当あるいは退職金等の問題につきましては…私どもの方では交渉いたしておりませんが、なお関係方面と連絡いたしまして、調達庁でできますことならば交渉をしたいと思えます」と答弁した。

最後に、第五の返還後の演習場の自衛隊使用について。勝間田は、「われわれは東富士演習場の跡地に自衛隊が入ってはならない…、また（自衛隊に）そういう（東富士演習場に入る）権利もないと…実は考えておる」と断ったうえで、「防衛庁はあれ（返還後の東富士演習場）を自衛隊に使う計画を持っておるかのごとくに聞いておる。もしそういうことがあるならば今日明白にさせていただきたい」と質した。そして、同時に「われわれ」としては「すべてこれらの土地は農民に一つ返還をしてさせていただきたい、同時に農民の了解なくして中に入り込むということは絶対に…承認ができない」ことを付け加えた。

これに対し、津島防衛庁長官は、「演習場は今日の防衛体制上非常に必要…。ただしこれを実行に移すに当っては地元の方の意思も十分尊重してでき得る限り摩擦なくやりたい…。全然あの演習場は使う計画はない、こういうことをこの段階で申し上げることは私は差し控えたい」と答え、将来的な自衛隊使用の可能性に含みをもたせた¹¹⁴。

(5) 1960年5月19日衆院日米安全保障条約等特別委員会

1960年4月25日から6月1日まで、沖縄第三海兵団傘下の海兵隊（兵員2,700人、戦車60両）を輸送する第7艦隊の艦船が沼津に入港・上陸し、そこから北富士演習場と東富士演習場へ移動し演習を行った。

同年5月19日、社会党の横路節雄議員は、新日米安保条約（1960年1月発効）の事前協議制との絡みでこの問題を取り上げ、委員会質問に立った¹¹⁵。このとき勝間田は横路の関連質問

¹¹⁴ 「第26回国会衆議院内閣委員会議録」第46号、5頁以下。

¹¹⁵ 横路は、このときの質疑（関連質問に立った石橋政嗣、勝間田清一の質問・答弁も含めて）の成果を次のように整理した。「とにかく沼津に入港した、それから東富士で演習をやっている、その場合に、一体いつ入港したのか、そういうものについての通知その他は一切ない。兵員はどれだけであるかということについても、あとになってわかった。…3月25日に在日米軍の司令部から、4月25日から6月1日まで演習しますよという通達があったきりだ。…もってきた兵器類はどういうものであるかということについても、何ら関知していない。…これが、私は現実の行政協定の実態だと思う。そうすれば、当然新条約の第6条並びに交換公文にいうところの、重要な装備の変更やあるいは配置の変更等についても…一個師（団）以上でなければならぬ。一個師（団）以上でなければ、いわゆる事前協議の対象にはならない。そうすると、今沖縄から（東富士演習場へ）来ている2,700、これについては、新条約が発効されても対象にならない、1万3,000以上でないから。海兵隊がかりに6,000だ、7,000だ、1万だ——実に今日のアメリカ第三海兵団の1万近い兵力というものは、やはり相手の国に対する非常な脅威であり、それは戦力です。これが依然として1万3,000でなければ、一個師（団）でなければ配備の変更ではないから、これも事前協議の対象にならぬ、

に立ち、東富士演習場賃貸借契約更改問題と沖縄第三海兵団の兵器持込みと事前協議について政府の見解を質した。

第一の点について。この間の経緯はこうであった。昨 1959 年 1 月の閣議了解「静岡県東富士演習場返還に伴う措置について」は米国からの演習場返還を条件に自衛隊が演習場を使用するとし、同年 6 月にはそれを踏まえ国と地元農民の間で演習場の「使用協定」が締結された。ところが、その後今日に至るまで演習場は返還されず、引き続き米軍が使用している。今後も使用するのであれば、米軍は地元地主との間で 1960 年度分の賃貸借契約を更改する必要があるのに、それもまだ締結されていない。このような経緯を踏まえ、勝間田は政府の姿勢を次のように追求した。「昨年以来今日まで半年以上この（演習地）返還の事実は成功せず、そうして放置したままで、無契約の状態のままで、しかも今日の沖縄の…海兵隊を入れてくるということは、私は政府は違法行為を行っておるものと断ぜざるを得ない」、「もはやこの使用協定は…不可能になる」、と。

これに対し、赤城宗徳防衛庁長官は、「（演習場は）完全に私の方へ引き渡しになっておりません。そういうことでありますならば、その間に演習をするということは、その契約の違反であるとは私は考えません」、「全然無契約状態ということではなく、これは両々継続中の間のことでありますから、その間におきましては、やはり従来通りの使用に供するということは差しつかえない」と答弁した。

第二の点について。沖縄第三海兵師団は沼津からヘリコプターで弾薬等をつり上げ、裾野町下和田地域で兵器を落として地元被害を与えた。自衛隊あるいは米国軍隊が使用する限り、少なくとも使用協定の兵器制限の条項¹¹⁶により「今回の沖縄の海兵隊の持ってくる兵器は一体何か、それをここで明らかにする必要がある」、また「アメリカ軍隊が使用する場合には、これは第 5 条によって、事前に地元と協議することになっている。しかも、協議事項に、現地協議会においてこれを協議することは明記されている。…今度の兵器の持ち込みについて一体政府と事前協議が行われたのか」と追求した。

これに対し、赤城防衛庁長官は、「今アメリカの海兵隊が持ち込むところの武器との関連は、その契約からは出てこない」、「兵器の持ち込みについて事前協議をするということにはなっておりませんから、事前協議はいたしておりません」と答弁した¹¹⁷。

3-6 まとめ

これまで見てきたところから明らかのように、勝間田清一の国会質問はおもに自衛隊の演習場使用問題、国有地の農民耕作権保障、補償料・借上料の地価決定、協力謝礼金、米兵発砲事件被害者への補償、返還される演習場の原状回復、米軍雇用者の失業救済、演習場賃貸借契約問題などを取り上げ、すぐれて地元農民の日常要求（利益配分、損失補償の要求）に即したも

こういう点が、今度のこの北富士、東富士の演習を通して私は明らかになったと思う。「第 34 回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録」第 37 号、8 頁以下。

¹¹⁶ 使用協定第 8 条「持込または使用する兵器は、核兵器、毒瓦斯、爆弾（爆発しない投下物は除く。）を除く別表にかかげる兵器とする。ただし、ジェット機による銃撃訓練および 500 匁以上の火薬類の一時爆破はしないこととする」。

¹¹⁷ 「第 34 回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録」第 37 号、8 頁以下。

のであるという点で一貫していた。他方、社会党の掲げる普遍的原理（「平和憲法擁護、再軍備反対、軍事基地反対」など）を正面から政府に突きつけることはなかった。

同様の特徴は、勝間田が提出した質問主意書についても指摘することができる。その内容はもっぱら地元農民の日常要求に係わるものであった（表 12 参照）。また、勝間田が紹介議員となった東富士演習場関係者の国会請願についても同様である（表 13 参照）。

表 12 勝間田清一提出質問主意書一覧

回	提出日	表題
1	1952/12/10	小貝川合流点附替えに関する質問主意書
2	1953/02/18	富士山ろく駐留軍演習場内民有地等の被害並びに上下水道施設の補強及び改良工事に関する質問主意書
3	1953/07/28	富士山ろく駐留軍演習場内土地借上料の改訂並びに生活権の保障に関する質問主意書
4	1954/05/01	東富士演習場に土地を接収された農家の救済並びに再建対策に関する質問主意書
5	1954/05/15	駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問主意書
6	1955/05/26	駐留軍の施設、用地に接収された地域の農業再建整備対策に関する質問主意書
7	1956/05/14	駐留軍使用の東富士演習場に関する被害補償の促進及び関係地域農業再建整備特別法制定促進に関する質問主意書
8	1957/11/05	駐留軍使用の東富士演習場における土地賃貸借契約の未締結問題の解決並びに農業用水の不足緩和と災害防止措置に関する質問主意書
9	1958/06/26	東富士演習場転換期における土地返還等に関する質問主意書
10	1961/03/10	東富士演習場問題に関する質問主意書
11	1983/03/18	地方自治法第 294 条における財産区の権能に関する質問主意書

注) 衆議院ホームページ <http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm> より作成。

表 13 勝間田清一紹介国会請願一覧

付託日	国会回次	委員会名	請願名(号数)
1950.02.09	7	建設委員会	東富士演習場使用に伴う損害補償に関する請願(第 570 号)
1954.05.10	19	農林委員会	東富士演習場土地接収農家の救済に関する請願(第 4824 号)
1955.07.30	22	内閣委員会	静岡県高根村の地域給指定に関する請願(第 4383 号)
1955.07.30	22	内閣委員会	静岡県北郷村の地域給指定に関する請願(第 4443 号)
1955.07.30	22	内閣委員会	静岡県須走村の地域給指定に関する請願(第 4515 号)
1958.01.18	28	社会労働委員会	東富士演習場三キャンプの直用労務者解雇に伴う救済措置に関する請願(第 342 号)
1961.03.29	38	内閣委員会	東富士演習場問題に関する請願(第 1931 号)

注) 「国会会議録検索システム」 <http://kokkai.ndl.go.jp> より作成。

おわりに

これまで述べてきたことを要約・整理することで、本稿のおすびとしたい。

静岡県連の「平和闘争」方針は、占領期にはもっぱら講和問題を、そして独立後には「平和憲法擁護」「再軍備反対」「安保条約廃止」「軍事基地反対」などを掲げるものであった。しかし、当時の県連はこれら普遍的原理を主張するだけで、地元住民の日常要求に根ざした政策立案をするには至らなかった。というより、社会党のなかには日常要求に基づく運動を否定的に捉える傾向や、軍事基地反対運動などを安保条約・行政協定廃止など大目的を達成するための手段として位置づけるという傾向が有力であった。

しかし、1957年、県連は運動論的に大きな転回を遂げた。同年9月、県連は、県下の軍事基地反対闘争の強化を図るため「静岡県連軍事基地対策委員会」を設置し、地元農民の日常要求を踏まえた政策を具体的に立案したのである。

日常要求に基づく政策要求を実現するためには、単に「軍事基地反対」などの普遍的原理を叫ぶ場合と異なり、政党自身が地域社会の多様なステークホルダーの中で一定の利害調整機能を担わなければならない。1957年以降、県連はこのような課題に直面することになったのである。

奇しくも1957年は岸・アイゼンハワー共同コミュニケが発表され（6月）、駐留米軍の日本本土からの撤退が本格化した年であった。米軍は東富士演習場からも撤退し、演習場の日本への返還が計画された。駐留米軍撤退と演習場返還が現実化することで、新たに①米軍キャンプで雇用されている要員の大量失業問題と、②自衛隊による東富士演習場使用継続問題とが急浮上することになった。こうして東富士演習場問題は新たな局面に突入したのである。

駐留米軍に依存していた地元経済は、米軍撤退により大きな打撃を受けることになる。それだけに地元商工会は、自衛隊常駐化を実現することで事態の打開を図ろうとした。しかし、地元農民は土地所有者への土地の返還、土地の原状回復を要求し、自衛隊の常駐化に反対した。こうして米軍撤退をきっかけに地元住民の中に深刻な利害対立が顕在化することになった。

ただ、地元農民は（そして県連も）、自衛隊常駐化に絶対反対ではなかった。一定の利益配分（地元農民の生活保証、農業再建条件整備など）が実現すれば反対しないという、条件付き反対の立場であった。それだけに、主要な対立点が利益配分の問題、つまり日常要求のレベルにとどまれば、譲歩と妥協は十分に可能であった。このような背景があったからこそ、地元農民は自衛隊常駐化を受け入れ、第一次使用協定（1959年）を締結することができたのである。

この段階では、地元住民にとって東富士演習場問題は妥協と譲歩が十分に可能な問題であった。1959年の御殿場市長選挙（2月）や県議選（4月）における保革・農商間の「大同団結」の成立はそのことを示している。

しかし、まさにこの時期から県連はもっぱら安保反対闘争を重視し、東富士演習場問題（とくに地元農民の日常要求）への関心を急速に低下させていった。県連はわずか2年ほどで日常要求の世界から社会党的な普遍的原理の世界へ舞い戻ってしまった。ただし、勝間田清一を除いて。

勝間田は社会党代議士でありながら、地元農民の日常要求（利益配分、損失補償など）を実現するため、国会外で一貫して仲介者・調停者の役割を担い続けた。同時に国会内でも地元農民の日常要求の実現に努力した。その反面、こと東富士演習場問題に限って言えば、社会党の掲げる普遍的原理（「平和憲法擁護、再軍備反対、軍事基地反対」など）を正面から政府に突きつけることはなかった。東富士演習場問題における勝間田は終始一貫住民の日常要求の実現をめざす調停者であった。

（以上）